

# 上越市地域防災計画

## (自然災害対策編)

平成 31 年 2 月修正案

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由
<p><b>第1部 総則</b></p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p><b>第2部 風水害対策</b></p> <p><b>第1章 序論……………</b></p> <p><b>第2章 災害予防計画……………</b></p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 火災の予防対策……………</p> <p>第8節 水防活動体制の整備……………</p> <p>第9節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第10節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第11節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第12節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第13節 土砂災害の予防……………</p> <p>第14節 河川・海岸災害の予防……………</p> <p>第15節 農地・農業用施設の災害予防……………</p> <p>第16節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策……………</p> <p>第17節 港湾・漁港施設の風水害対策……………</p> <p>第18節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第19節 鉄道事業者の風水害対策……………</p> <p>第20節 非常用通信網の整備と風水害対策……………</p> <p>第21節 気象等防災観測体制の整備……………</p> <p>第22節 放送事業者の風水害対策……………</p> <p>第23節 電気通信事業者の風水害対策……………</p> <p>第24節 電力供給事業者の風水害対策……………</p> <p>第25節 ガス事業者の風水害対策……………</p>	<p><b>第1部 総則</b></p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p><b>第2部 風水害対策</b></p> <p><b>第1章 序論……………</b></p> <p><b>第2章 災害予防計画……………</b></p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 火災の予防対策……………</p> <p>第8節 水防活動体制の整備……………</p> <p>第9節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第10節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第11節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第12節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第13節 土砂災害の予防……………</p> <p>第14節 河川・海岸災害の予防……………</p> <p>第15節 農地・農業用施設の災害予防……………</p> <p>第16節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策……………</p> <p>第17節 港湾・漁港施設の風水害対策……………</p> <p>第18節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第19節 鉄道事業者の風水害対策……………</p> <p>第20節 非常用通信網の整備と風水害対策……………</p> <p>第21節 気象等防災観測体制の整備……………</p> <p>第22節 放送事業者の風水害対策……………</p> <p>第23節 電気通信事業者の風水害対策……………</p> <p>第24節 電力供給事業者の風水害対策……………</p> <p>第25節 ガス事業者の風水害対策……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
第 26 節 上水道事業者の風水害対策	第 26 節 上水道事業者の風水害対策	
第 27 節 下水道等施設の風水害対策	第 27 節 下水道等施設の風水害対策	
第 28 節 工業用水道事業者の風水害対策	第 28 節 工業用水道事業者の風水害対策	
第 29 節 危険物等施設の風水害対策	第 29 節 危険物等施設の風水害対策	
第 30 節 学校の風水害対策	第 30 節 学校の風水害対策	
第 31 節 文化財等の風水害対策	第 31 節 文化財等の風水害対策	
第 32 節 ボランティア受入れ体制の整備	第 32 節 ボランティア受入れ体制の整備	
第 33 節 災害対策基金の積立及び管理	第 33 節 災害対策基金の積立及び管理	
第 34 節 事業者等の事業継続	第 34 節 事業者等の事業継続	
第 35 節 行政機能の保全	第 35 節 行政機能の保全	
<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>	<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>	
第 1 節 災害対策本部の組織・運営	第 1 節 災害対策本部の組織・運営	
第 2 節 防災関係機関の相互協力体制	第 2 節 防災関係機関の相互協力体制	
第 3 節 気象情報等の伝達	第 3 節 気象情報等の伝達	
第 4 節 洪水予報・水防警報の伝達	第 4 節 洪水予報・水防警報の伝達	
第 5 節 災害時の通信確保	第 5 節 災害時の通信確保	
第 6 節 被災状況等の収集伝達	第 6 節 被災状況等の収集伝達	
第 7 節 災害時の放送	第 7 節 災害時の放送	
第 8 節 広報・広聴活動	第 8 節 広報・広聴活動	
第 9 節 市民等の避難	第 9 節 市民等の避難	
第 10 節 要配慮者の応急対策	第 10 節 要配慮者の応急対策	
第 11 節 避難所の運営	第 11 節 避難所の運営	
第 12 節 トイレ対策	第 12 節 トイレ対策	
第 13 節 入浴対策	第 13 節 入浴対策	
第 14 節 愛玩動物の保護対策	第 14 節 愛玩動物の保護対策	
第 15 節 食料・生活必需品等供給対策	第 15 節 食料・生活必需品等供給対策	
第 16 節 避難所外避難者の支援対策	第 16 節 避難所外避難者の支援対策	
第 17 節 こころのケア対策	第 17 節 こころのケア対策	
第 18 節 自衛隊への災害派遣要請	第 18 節 自衛隊への災害派遣要請	
第 19 節 緊急輸送対策	第 19 節 緊急輸送対策	
第 20 節 警備・保安及び交通規制	第 20 節 警備・保安及び交通規制	
第 21 節 海上における災害応急対策	第 21 節 海上における災害応急対策	
第 22 節 消火活動	第 22 節 消火活動	
第 23 節 水防活動	第 23 節 水防活動	

修正前	修正後	修正理由
第 24 節 救急・救助活動	第 24 節 救急・救助活動	
第 25 節 医療救護活動	第 25 節 医療救護活動	
第 26 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第 26 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
第 27 節 防疫及び保健衛生対策	第 27 節 防疫及び保健衛生対策	
第 28 節 廃棄物処理対策	第 28 節 廃棄物処理対策	
第 29 節 学校における応急対策	第 29 節 学校における応急対策	
第 30 節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	第 30 節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	
第 31 節 被害家屋調査・罹災証明書発行	第 31 節 被害家屋調査・罹災証明書発行	
第 32 節 公衆通信の確保（電話）	第 32 節 公衆通信の確保（電話）	
第 33 節 電力供給応急対策	第 33 節 電力供給応急対策	
第 34 節 ガスの安全、供給対策	第 34 節 ガスの安全、供給対策	
第 35 節 給水・上水道施設の応急対策	第 35 節 給水・上水道施設の応急対策	
第 36 節 下水道等施設の応急対策	第 36 節 下水道等施設の応急対策	
第 37 節 工業用水道施設の応急対策	第 37 節 工業用水道施設の応急対策	
第 38 節 危険物等施設の応急対策	第 38 節 危険物等施設の応急対策	
第 39 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	第 39 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	
第 40 節 港湾・漁港施設の応急対策	第 40 節 港湾・漁港施設の応急対策	
第 41 節 鉄道事業者の応急対策	第 41 節 鉄道事業者の応急対策	
第 42 節 土砂災害・斜面災害の応急対策	第 42 節 土砂災害・斜面災害の応急対策	
第 43 節 河川・海岸施設の応急対策	第 43 節 河川・海岸施設の応急対策	
第 44 節 農地・農業用施設の応急対策	第 44 節 農地・農業用施設の応急対策	
第 45 節 農林水産業応急対策	第 45 節 農林水産業応急対策	
第 46 節 商工業応急対策	第 46 節 商工業応急対策	
第 47 節 文化財等応急対策	第 47 節 文化財等応急対策	
第 48 節 障害物処理対策	第 48 節 障害物処理対策	
第 49 節 ボランティア受入れ	第 49 節 ボランティア受入れ	
第 50 節 義援金の受入れ・配分	第 50 節 義援金の受入れ・配分	
第 51 節 義援物資対策	第 51 節 義援物資対策	
第 52 節 住宅応急対策	第 52 節 住宅応急対策	
第 53 節 災害救助法による救助	第 53 節 災害救助法による救助	
<b>第 4 章 災害復旧・復興計画</b>	<b>第 4 章 災害復旧・復興計画</b>	
第 1 節 民生安定化対策	第 1 節 民生安定化対策	
第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援	第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援	
第 3 節 公共施設等災害復旧対策	第 3 節 公共施設等災害復旧対策	

修正前	修正後	修正理由
<p>第 4 節 災害復興対策……………</p> <p><b>第 3 部 雪害対策</b></p> <p><b>第 1 章 序 論</b>……………</p> <p><b>第 2 章 災害予防計画</b>……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p> <p>第 2 節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報……………</p> <p>第 3 節 建築物の雪害予防……………</p> <p>第 4 節 雪崩防止施設の整備……………</p> <p>第 5 節 孤立予想地区対策……………</p> <p>第 6 節 積雪期の交通確保……………</p> <p>第 7 節 消・融雪施設等の整備……………</p> <p>第 8 節 電力・通信の確保……………</p> <p><b>第 3 章 災害応急対策計画</b>……………</p> <p>第 1 節 災害対策本部の組織・運営……………</p> <p>第 2 節 雪崩事故の応急対策……………</p> <p>第 3 節 一斉除排雪の実施……………</p> <p>第 4 節 災害救助法による救助……………</p> <p><b>第 4 章 災害復旧計画</b>……………</p> <p><b>第 4 部 火山災害対策</b></p> <p><b>第 1 章 序 論</b>……………</p> <p><b>第 2 章 災害予防計画</b>……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p> <p>第 2 節 それぞれの役割……………</p> <p>第 3 節 火山情報の伝達体制……………</p> <p><b>第 3 章 災害応急対策計画</b>……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p>	<p>第 4 節 災害復興対策……………</p> <p><b>第 3 部 雪害対策</b></p> <p><b>第 1 章 序 論</b>……………</p> <p><b>第 2 章 災害予防計画</b>……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p> <p>第 2 節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報……………</p> <p>第 3 節 建築物の雪害予防……………</p> <p>第 4 節 雪崩防止施設の整備……………</p> <p>第 5 節 孤立予想地区対策……………</p> <p>第 6 節 積雪期の交通確保……………</p> <p>第 7 節 消・融雪施設等の整備……………</p> <p>第 8 節 電力・通信の確保……………</p> <p><b>第 3 章 災害応急対策計画</b>……………</p> <p>第 1 節 災害対策本部の組織・運営……………</p> <p>第 2 節 雪崩事故の応急対策……………</p> <p>第 3 節 一斉除排雪の実施……………</p> <p>第 4 節 災害救助法による救助……………</p> <p><b>第 4 章 災害復旧計画</b>……………</p> <p><b>第 4 部 火山災害対策</b></p> <p><b>第 1 章 序 論</b>……………</p> <p><b>第 2 章 災害予防計画</b>……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p> <p>第 2 節 それぞれの役割……………</p> <p>第 3 節 火山情報の伝達体制……………</p> <p><b>第 3 章 災害応急対策計画</b>……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
第 2 節 市及び防災関係機関の活動体制…………… 第 3 節 応急対策の実施……………  第 4 章 災害復旧計画……………	第 2 節 市及び防災関係機関の活動体制…………… 第 3 節 応急対策の実施……………  第 4 章 災害復旧計画……………	

修正前	修正後	修正理由				
<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</p>					
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) 市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築 (略)</p> <p>① 市民・企業等の役割 ア～エ (略) オ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象に<u>日ごろ</u>から関心を持つ。 カ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策</p> <p>① 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">本編</p> <p>では、第2部の第2章第6節、第3章第10節を中心として具体的な対応策を示す。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて_____</p> <p>_____計画内容の習熟を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">機 関 名</td> <td style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) 市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築 (略)</p> <p>① 市民・企業等の役割 ア～エ (略) オ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象に<u>日頃</u>から関心を持つ。 カ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策</p> <p>① 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。<u>また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。</u>本編では、第2部の第2章第6節、第3章第10節を中心として具体的な対応策を示す。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて<u>非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、計画内容の習熟を図る。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">機 関 名</td> <td style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	<p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）・機関意見を踏まえ修正</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱					
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱					

上越市地域防災計画 自然災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
上越市	1～4 (略) 5 災害広報並びに避難準備情報の発表、避難の勧告及び指示に関すること 6～16 (略)	上越市	1～4 (略) 5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示に関すること 6～16 (略)	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
【消防機関】		【消防機関】		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
上越地域消防事務組合	(略)	上越地域消防事務組合	(略)	
【新潟県】		【新潟県】		県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
新潟県	1～6 (略) 7 市町村の実施する避難準備情報発出に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	新潟県	1～6 (略) 7 市町村の実施する避難準備・高齢者等避難開始の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	
地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	
上越森林管理署	(略)	上越森林管理署	(略)	
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	
東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 (略) 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の随時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること	東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 (略) 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること	



上越市地域防災計画 自然災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
	<p>4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること</p> <p>5 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に關した技術的な支援・協力に関すること</p> <p>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の開設等に関すること</p> <p>7 市、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p>		<p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（指定公共機関の追加）</p>
上越労働基準監督署	(略)	上越労働基準監督署	(略)	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
高田河川国道事務所	(略)	高田河川国道事務所	(略)	
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	
東日本電信電話株式会社 株式会社エ N T T ドコモ KDDI 株式会社 (追加)	(略)	東日本電信電話株式会社 株式会社エ N T T ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(略)	
日本赤十字社 新潟県支部	(略)	日本赤十字社 新潟県支部	(略)	
日本放送協会	(略)	日本放送協会	(略)	
日本郵便株式会社	(略)	日本郵便株式会社	(略)	
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	
東北電力株式会社	(略)	東北電力株式会社	(略)	

上越市地域防災計画 自然災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
上越営業所		上越営業所		
日本通運株式会社 新潟支店	(略)	日本通運株式会社 新潟支店	(略)	
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区	(略)	土地改良区	(略)	
一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	
佐渡汽船株式会社	(略)	佐渡汽船株式会社	(略)	
新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会 上越支部	(略)	新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会 上越支部	(略)	
株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	
株式会社新潟日報社	(略)	株式会社新潟日報社	(略)	

修正前		修正後		修正理由	
上越支社		上越支社		県計画を踏まえた修正	
一般社団法人新潟県医師会	(略)	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	(略)		
(追加)	(追加)	一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること		県計画を踏まえた修正
(追加)	(追加)	公益社団法人新潟県看護協会	1 災害支援ナースの派遣に関すること		県計画を踏まえた修正
(追加)	(追加)	公益社団法人新潟県助産師会	1 災害時における妊産婦、新生児等の保健指導に関すること	県計画を踏まえた修正	
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】			
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)		
一般社団法人上越医師会	(略)	一般社団法人上越医師会	(略)		
公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)		
病院、診療所	(略)	病院、診療所	(略)		
上越商工会議所 商工会	(略)	上越商工会議所 商工会	(略)		
公庫・金融機関	(略)	公庫・金融機関	(略)		
一般運輸事業者	(略)	一般運輸事業者	(略)		
一般建設事業者	(略)	一般建設事業者	(略)		
危険物関係施設の管理者	(略)	危険物関係施設の管理者	(略)		
公益社団法人 上越市有線放送電話協会	(略)	公益社団法人 上越市有線放送電話協会	(略)		
株式会社上越タイムス	(略)	株式会社上越タイムス	(略)		
社会福祉法人上越社会福	(略)	社会福祉法人上越社会福	(略)		

修正前		修正後		修正理由
社協議会		社協議会		県計画を踏まえた修正
上越市町内会長連絡協議会（上越市防災委員会）	（略）	上越市町内会長連絡協議会（上越市防災委員会）	（略）	
自主防災組織（町内会）	（略）	自主防災組織（町内会）	（略）	
NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	（略）	NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	（略）	
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	<u>1 災害福祉支援チームの派遣に関すること</u>	
第3節 （略）		第3節 （略）		

修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																										
<p style="text-align: center;"><b>第2部 風水害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 序論</b></p> <p>1 本市における災害危険性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災アセスメント調査結果による災害危険性</p> <p>(略)</p> <p>① 土砂災害</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="145 800 1329 1457"> <thead> <tr> <th>土砂災害危険箇所 ・区域</th> <th>合併前の上越市</th> <th>安塚区</th> <th>浦川原区</th> <th>大島区</th> <th>牧区</th> <th>柿崎区</th> <th>大潟区</th> <th>頸城区</th> <th>吉川区</th> <th>中郷区</th> <th>板倉区</th> <th>清里区</th> <th>三和区</th> <th>名立区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流危険渓流</td> <td>97</td> <td>57</td> <td>48</td> <td>28</td> <td>18</td> <td>58</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>36</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地 崩壊危険箇所</td> <td>58</td> <td>30</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>16</td> <td>40</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所 (国土交通省)</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>33</td> <td>16</td> <td>33</td> <td>16</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所 (農村振興局)</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>14</td> <td>30</td> <td><u>27</u></td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>9</u></td> <td>1</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所 (林野庁)</td> <td><u>13</u></td> <td>22</td> <td><u>14</u></td> <td>17</td> <td><u>22</u></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>8</u></td> <td>1</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>4</td> <td><u>7</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(出所：新潟県妙高砂防事務所)</p> <p style="text-align: center;">土砂災害危険箇所・区域の地区別箇所数</p> <p>また、本市では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域が <u>1,827</u> 箇所（平成 29 年 3 月 31 日現在）指定されている。</p> <p>2 (略)</p>	土砂災害危険箇所 ・区域	合併前の上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区	土石流危険渓流	97	57	48	28	18	58	0	14	36	10	21	12	7	33	急傾斜地 崩壊危険箇所	58	30	36	35	16	40	1	13	21	7	3	7	6	17	地すべり危険箇所 (国土交通省)	35	30	33	16	33	16	0	0	14	0	18	11	3	8	地すべり危険箇所 (農村振興局)	11	24	14	30	<u>27</u>	7	0	0	<u>9</u>	1	12	6	1	11	地すべり危険箇所 (林野庁)	<u>13</u>	22	<u>14</u>	17	<u>22</u>	1	0	0	<u>8</u>	1	11	6	4	<u>7</u>	<p style="text-align: center;"><b>第2部 風水害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 序論</b></p> <p>1 本市における災害危険性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災アセスメント調査結果による災害危険性</p> <p>(略)</p> <p>① 土砂災害</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1362 800 2605 1457"> <thead> <tr> <th>土砂災害危険箇所 ・区域</th> <th>合併前の上越市</th> <th>安塚区</th> <th>浦川原区</th> <th>大島区</th> <th>牧区</th> <th>柿崎区</th> <th>大潟区</th> <th>頸城区</th> <th>吉川区</th> <th>中郷区</th> <th>板倉区</th> <th>清里区</th> <th>三和区</th> <th>名立区</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流危険渓流</td> <td>97</td> <td>57</td> <td>48</td> <td>28</td> <td>18</td> <td>58</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>36</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>33</td> <td><u>439</u></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地 崩壊危険箇所</td> <td>58</td> <td>30</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>16</td> <td>40</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>17</td> <td><u>290</u></td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所 (国土交通省)</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>33</td> <td>16</td> <td>33</td> <td>16</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>8</td> <td><u>217</u></td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所 (農村振興局)</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>14</td> <td>30</td> <td><u>26</u></td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>8</u></td> <td>1</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>11</td> <td><u>151</u></td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所 (林野庁)</td> <td><u>16</u></td> <td>22</td> <td><u>15</u></td> <td>17</td> <td><u>24</u></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>10</u></td> <td>1</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>4</td> <td><u>10</u></td> <td><u>137</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(出所：新潟県妙高砂防事務所)</p> <p style="text-align: center;">土砂災害危険箇所・区域の地区別箇所数</p> <p>また、本市では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域が <u>1,828</u> 箇所（平成 30 年 9 月 30 日現在）指定されている。</p> <p>2 (略)</p>	土砂災害危険箇所 ・区域	合併前の上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区	計	土石流危険渓流	97	57	48	28	18	58	0	14	36	10	21	12	7	33	<u>439</u>	急傾斜地 崩壊危険箇所	58	30	36	35	16	40	1	13	21	7	3	7	6	17	<u>290</u>	地すべり危険箇所 (国土交通省)	35	30	33	16	33	16	0	0	14	0	18	11	3	8	<u>217</u>	地すべり危険箇所 (農村振興局)	11	24	14	30	<u>26</u>	7	0	0	<u>8</u>	1	12	6	1	11	<u>151</u>	地すべり危険箇所 (林野庁)	<u>16</u>	22	<u>15</u>	17	<u>24</u>	1	0	0	<u>10</u>	1	11	6	4	<u>10</u>	<u>137</u>	<p style="text-align: center;">時点修正</p>
土砂災害危険箇所 ・区域	合併前の上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区																																																																																																																																																																														
土石流危険渓流	97	57	48	28	18	58	0	14	36	10	21	12	7	33																																																																																																																																																																														
急傾斜地 崩壊危険箇所	58	30	36	35	16	40	1	13	21	7	3	7	6	17																																																																																																																																																																														
地すべり危険箇所 (国土交通省)	35	30	33	16	33	16	0	0	14	0	18	11	3	8																																																																																																																																																																														
地すべり危険箇所 (農村振興局)	11	24	14	30	<u>27</u>	7	0	0	<u>9</u>	1	12	6	1	11																																																																																																																																																																														
地すべり危険箇所 (林野庁)	<u>13</u>	22	<u>14</u>	17	<u>22</u>	1	0	0	<u>8</u>	1	11	6	4	<u>7</u>																																																																																																																																																																														
土砂災害危険箇所 ・区域	合併前の上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区	計																																																																																																																																																																													
土石流危険渓流	97	57	48	28	18	58	0	14	36	10	21	12	7	33	<u>439</u>																																																																																																																																																																													
急傾斜地 崩壊危険箇所	58	30	36	35	16	40	1	13	21	7	3	7	6	17	<u>290</u>																																																																																																																																																																													
地すべり危険箇所 (国土交通省)	35	30	33	16	33	16	0	0	14	0	18	11	3	8	<u>217</u>																																																																																																																																																																													
地すべり危険箇所 (農村振興局)	11	24	14	30	<u>26</u>	7	0	0	<u>8</u>	1	12	6	1	11	<u>151</u>																																																																																																																																																																													
地すべり危険箇所 (林野庁)	<u>16</u>	22	<u>15</u>	17	<u>24</u>	1	0	0	<u>10</u>	1	11	6	4	<u>10</u>	<u>137</u>																																																																																																																																																																													

修正前	修正後	修正理由
<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災教育・訓練</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、保育課、こども課、産業振興課、学校教育課、社会教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>① (略) ② 市職員並びに町内会、自主防災組織及び事業者等の組織において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の役割 (略) ア～イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>③ 県の役割 ア～イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災教育・訓練</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、保育課、こども課、産業振興課、学校教育課、社会教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 市職員並びに町内会、自主防災組織及び事業者等の組織において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の役割 (略) ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の普及啓発</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>③ 県の役割 ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（他箇所との整合）</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由																				
<p>ウ (略) エ (略) オ (略) カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供                      (ア) 市が実施する防災教育に関し、_____必要な情報の提供を行う。                      (イ) 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報_の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。                      (ウ)～(エ) (略)                      キ～ク (略)                      ④ (略)                      (2) 防災訓練                      ①～② (略)                      ③ 県の役割                      県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・____防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。                      また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、災害対策本部で統合的に運用するためのルールを確立し、活動を調整する機能を強化するため、図上訓練等を実施する。                      ④ (略)</p>	<p>共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発                      エ (略)                      オ (略)                      カ (略)                      キ 市に対する防災に関する基礎情報の提供                      (ア) 市が実施する防災教育に関し、<u>国及び関係機関の協力を得て</u>必要な情報の提供を行う。                      (イ) 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報<u>等</u>の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。                      (ウ)～(エ) (略)                      キ～ク (略)                      ④ (略)                      (2) 防災訓練                      ①～② (略)                      ③ 県の役割                      県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯<u>組織</u>、防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。                      また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、災害対策本部で統合的に運用するためのルールを確立し、活動を調整する機能を強化するため、図上訓練等を実施する。                      ④ (略)</p>	<p>修正（他箇所との整合）                       県計画を踏まえた修正（文言整理）                      県計画を踏まえた修正（文言整理）                        県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>																				
<p><b>第2節 自主防災組織の育成</b></p> <p>担当：市民安全課、各総合事務所</p> <p>1 計画の方針                      (1)～(2) (略)                      (3) 自主防災組織の活動内容                      自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="192 1654 1344 1879"> <thead> <tr> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>① 初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>② 地域内の被害状況等の情報収集</td> </tr> <tr> <td>③ 火気使用設備器具の点検</td> <td>③ 救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>④ 防災用資機材等の整備及び管理</td> <td>④ 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	災害時の活動	① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施	② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集	③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力	④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・	<p><b>第2節 自主防災組織の育成</b></p> <p>担当：市民安全課、各総合事務所</p> <p>1 計画の方針                      (1)～(2) (略)                      (3) 自主防災組織の活動内容                      自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1439 1654 2591 1879"> <thead> <tr> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>① 初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>② 地域内の被害状況等の情報収集</td> </tr> <tr> <td>③ 火気使用設備器具の点検</td> <td>③ 救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>④ 防災用資機材等の整備及び管理</td> <td>④ 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	災害時の活動	① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施	② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集	③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力	④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開	<p>県計画を踏まえた</p>
平常時の活動	災害時の活動																					
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施																					
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集																					
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力																					
④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・																					
平常時の活動	災害時の活動																					
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施																					
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集																					
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力																					
④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開																					

修正前		修正後		修正理由
<p>⑤ 危険箇所の点検・把握</p> <p>⑥ 要配慮者 _____ に係る情報収集・共有</p>	<p>指示等 _____ の情報伝達</p> <p>⑤ 地域住民に対する _____ __避難誘導</p> <p>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</p> <p>⑧ 避難所等の運営協力</p>	<p>⑤ 危険箇所の点検・把握</p> <p>⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有</p>	<p>始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報伝達</p> <p>⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導</p> <p>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</p> <p>⑧ 避難所等の運営協力</p>	<p>修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>県は、市が行う自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、市に対する防災資機材の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。</p> <p>4 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>(1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>県は、市が行う自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、市が行う防災資機材の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。</p> <p>4 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>(1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る_____。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し_____、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>		
<p><b>第3節 防災まちづくり</b></p> <p>担当：都市整備課、道路課、生活排水対策課、下水道建設課、ガス水道局</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 計画的な土地利用の規制・誘導</p> <p>洪水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進するとともに、都市計画制度の活用により安全で計画的な土地利用の規制や誘導に努めるとともに災害に強いまちづくりを推進する。</p>		<p><b>第3節 防災まちづくり</b></p> <p>担当：都市整備課、道路課、生活排水対策課、下水道建設課、ガス水道局</p> <p>1～2 (略)。</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 計画的な土地利用の規制・誘導</p> <p>洪水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進する。また、無秩序な市街地による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。</p>		<p>県計画を踏まえた修正（市と県の役割分担の整理）</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>(追加)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 防災上危険な市街地の解消</p> <p>ア 低地における市街地の浸水対策等の推進</p> <p>県は市とともに、都市における浸水防除を図るため、河川等の雨水対策施設の一体的、総合的な整備等により浸水、治水対策を推進し、<u>ハザードマップの作成支援等ハード・ソフトを組み合わせた効果的な施策を展開する。また、県は市とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>イ 木造密集市街地等における市街地整備</p> <p>県は市とともに、<u>防災上危険な木造住宅が密集する市街地等を効果的に改善するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等を推進する。</u></p> <p>ウ 新市街地の整備</p> <p>県は市とともに、<u>無秩序に市街化した防災上危険な市街地の形成を防止するため、新市街地の整備に当たっては、土地区画整理事業等の面的整備事業による一団の計画的な整備を推進する。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>③ 防災上危険な市街地の解消</p> <p>市は県とともに、<u>土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 防災上危険な市街地の解消</p> <p>ア 低地における市街地の浸水対策等の推進</p> <p>県は市とともに、都市における浸水防除を図るため、河川等の雨水対策施設の一体的、総合的な整備等により浸水、治水対策を推進する。また、<u>防災情報の提供やハザードマップの作成支援などにより、市民の防災意識の向上に努め、防災・減災対策を組み合わせた効果的な施策を展開する。</u></p> <p>イ 土砂災害危険箇所等の整備の推進</p> <p>県は市とともに、<u>土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。</u></p> <p>ウ 木造密集市街地等における市街地整備</p> <p>県は市とともに、<u>土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（市と県の役割分担の整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（河川・海岸災害予防計画の表現と整合）</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（役割分担の整理、市の役割へ移動）</p>
<p><b>第4節 (略)</b></p>	<p><b>第4節 (略)</b></p>	
<p><b>第5節 避難体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、高齢者支援課、福祉課、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>第5節 避難体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、高齢者支援課、福祉課、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) 要配慮者に対する配慮 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 早期避難のための迅速・確実な方法による<u>避難に関する情報等</u>の伝達</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難に関する情報(準備・勧告・指示)</u>等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>(3) <u>避難に関する情報発表の</u>客観的基準の設定に努める。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>避難準備情報発表時</u>の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割 (略) ア～エ (略)</p> <p>オ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難に関する情報(準備・勧告・指示)</u>の意味を正しく理解しておくこと。</p> <p>② 地域の役割 (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 地域住民の安全を確保するための取組、指定避難所等・危険箇所、避難行動要支援者の安否確認・支援の方法、情報伝達体制・避難誘導體制の把握・確認等のため、地域の防災訓練等を積極的に実施すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>③ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者(特に、地下空間を一般の利用に供する施設の管理者)</p>	<p>(2) 要配慮者に対する配慮 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 早期避難のための迅速・確実な方法による<u>避難勧告</u> _____等の伝達</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難勧告</u> _____等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>(3) <u>避難勧告等の発令に関する客観的基準</u>の設定に努める。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>避難勧告等発令</u> 時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割 (略) ア～エ (略)</p> <p>オ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の意味を正しく理解しておくこと。</p> <p>② 地域の役割 (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 地域住民の安全を確保するための取組、指定避難所等・危険箇所、避難行動要支援者の安否確認・支援の方法、情報伝達体制・避難誘導體制の把握・確認等のため、地域の防災訓練等を積極的に実施すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>③ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者(特に、地下空間を一般の利用に供する施設の管理者)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>字句修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、_____避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、_____安全な避難所等の指定と周知及び即応体制の整備、上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定及び福祉避難所の指定等を行い、以下により体制を整備する。</p> <p>_____</p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、_____浸水、地盤の液状化、警戒区域・特別警戒区域や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。_____</p> <p>_____なお、防災マップ等の作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>② 避難に関する情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、_____市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 在宅の避難行動要支援者に対する避難に関する情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>カ エフエム上越株、上越ケーブルビジョン株及び（公益）上越市有線放送電話協会との協定に基づき、避難に関する情報の伝達体制を確保する。</p> <p>また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。</p>	<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること。<u>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聞くように努めるものとする。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、<u>避難勧告等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、安全な避難所等の指定と周知及び即応体制の整備、上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。</u></p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、<u>洪水、雨水出水又は高潮による浸水、地盤の液状化、警戒区域・特別警戒区域や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u>なお、防災マップ等の作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>② 避難勧告等の_____情報伝達体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、<u>防災行政無線（戸別受信機を含む）等、市民・企業等へ避難勧告等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 在宅の避難行動要支援者に対する<u>避難勧告等</u>_____の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>カ エフエム上越株、上越ケーブルビジョン株及び（公益）上越市有線放送電話協会との協定に基づき、<u>避難勧告等</u>_____の伝達体制を確保する。</p> <p>また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更等）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>

修正前	修正後	修正理由																								
<p>キ 早期の避難行動につなげるため、避難に関する情報（準備・勧告・指示）の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。</p> <p>ク 避難勧告又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>③ 避難情報の発表 基準</p> <p>ア 避難情報の発表 基準の概要</p> <p><u>避難情報</u>は、次の状況が認められるときを基準として発表する。ただし、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を併せて発表する。</p> <table border="1" data-bbox="240 842 1279 1211"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発表時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>(略)</td> <td>① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 災害種別ごとの発表基準の設定</p> <p>市長は、遅滞なく避難に関する情報を発表できるよう、次により災害種別ごとの客観的基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、関係機関及び市民等に周知する。</p> <p>(ア) 水防法上の水位情報周知河川については、当該河川の水位、地域の降水量等を目安とする避難情報発表基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(イ) その他の中小河川及び用排水路については、過去の浸水被害の実績等を目安とする避難情報発表基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 市民等に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>勧告・指示等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</p> <p>④ 避難誘導體制の整備</p> <p>ア 避難の勧告・指示を発表した際、市民が集団で避難できるよう、町内会、自主防災組織及び消</p>	区 分	発表時の状況等	求める行動	避難準備情報	(略)	(略)	避難勧告	(略)	(略)	避難指示	(略)	① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)	<p>キ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。</p> <p>ク <u>避難勧告等</u>及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><u>ケ 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u></p> <p>③ 避難勧告等の発令基準</p> <p>ア 避難勧告等の発令基準の概要</p> <p><u>避難勧告等</u>は、次の状況が認められるときを基準として発令する。ただし、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を併せて発令する。</p> <table border="1" data-bbox="1486 842 2525 1211"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発令時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>(略)</td> <td>① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 災害種別ごとの発令基準の設定</p> <p>市長は、遅滞なく避難勧告等を発令_____できるよう、次により災害種別ごとの客観的基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、関係機関及び市民等に周知する。</p> <p>(ア) 水防法上の水位情報周知河川については、当該河川の水位、地域の降水量等を目安とする避難勧告等発令基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(イ) その他の中小河川及び用排水路については、過去の浸水被害の実績等を目安とする避難勧告等発令基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 市民等に対して避難勧告等を発令する_____にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u>に努める。</p> <p>④ 避難誘導體制の整備</p> <p>ア <u>避難勧告等</u>を発令した際、市民が集団で避難できるよう、町内会、自主防災組織及び消</p>	区 分	発令時の状況等	求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)	避難勧告	(略)	(略)	避難指示（緊急）	(略)	① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)	<p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>
区 分	発表時の状況等	求める行動																								
避難準備情報	(略)	(略)																								
避難勧告	(略)	(略)																								
避難指示	(略)	① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)																								
区 分	発令時の状況等	求める行動																								
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)																								
避難勧告	(略)	(略)																								
避難指示（緊急）	(略)	① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)																								

修正前	修正後	修正理由
<p>防団等による避難誘導體制をあらかじめ整備する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等</u>を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>オ 避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の<u>暴雨</u>の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知する。</p> <p>⑤ 指定緊急避難場所、避難所の指定及び整備</p> <p>ア 指定と周知</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(エ)</u> (略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点</p> <p>(ア)～(コ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>指定避難所等の開設・運営の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。</u></p> <hr/> <p>(オ)～(カ) (略)。</p> <p>エ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難の勧告・指示が発出</u>された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p>	<p>防団等による避難誘導體制をあらかじめ整備する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」</u>を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>オ 避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の<u>豪雨</u>の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知する。</p> <p>⑤ 指定緊急避難場所、避難所の指定及び整備</p> <p>ア 指定と周知</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 指定避難所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難所等であることを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>(オ)</u> (略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点</p> <p>(ア)～(コ) (略)</p> <p><u>(サ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(シ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難勧告等</u>が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p>	<p>名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (避難情報の名称変更) 関係機関意見を踏まえ修正</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (避難情報の名称変更)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>① (略)</p> <p>② 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア 地域の危険情報の市への提供</p> <p>(ア) 主要河川について氾濫時の浸水<u>予想</u>区域図を策定・提供する。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 市による<u>避難に関する情報の早期発出</u>・伝達体制整備の支援</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市の<u>避難に関する情報発出</u>の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する<u>避難に関する情報</u>伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 関係機関との情報交換体制の整備</p> <p><u>避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p>ア 市が<u>避難情報</u>の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>② 新潟地方気象台</p> <p>ア 市が<u>避難情報</u>の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア 地域の危険情報の市への提供</p> <p>(ア) 主要河川について氾濫時の浸水<u>想定</u>区域図を策定・提供する。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 市による<u>避難勧告等</u>の早期発令・伝達体制整備の支援</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市の<u>避難勧告等の発令</u>の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する<u>避難勧告等の</u>伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p><u>(オ) 市町村に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 関係機関との情報交換体制の整備</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p>ア 市が<u>避難勧告等の発令</u>の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>② 新潟地方気象台</p> <p>ア 市が<u>避難勧告等の発令</u>の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(重複した記載の削除)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p>
<p><b>第6節 要配慮者の安全確保</b></p>	<p><b>第6節 要配慮者の安全確保</b></p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、健康づくり推進課、すこやかなくらし支援室、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、本節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成する。_____</p> <p>_____</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 名簿情報の事前提供</p> <p>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に定める避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとときを除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>名簿情報を提供する支援関係者</p> <p>市関係部局</p> <p>警察</p> <p>消防（消防署、消防団）</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>自主防災組織（町内会）</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>上越市社会福祉協議会</p> <p>_____</p> <p>また、市は名簿情報を提供するときは、次のとおり名簿情報の漏えいの防止のため措置を行う。</p> <p>名簿情報の漏えい防止措置</p> <p>・市が講ずる措置</p>	<p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、健康づくり推進課、すこやかなくらし支援室、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、本節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成する。<u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 名簿情報の事前提供</p> <p>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に定める避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとときを除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>名簿情報を提供する支援関係者</p> <p>市関係部局</p> <p>警察</p> <p>消防（消防署、消防団）</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>自主防災組織（町内会）</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>上越市社会福祉協議会</p> <p><u>福祉避難所に指定した施設</u></p> <p>また、市は名簿情報を提供するときは、次のとおり名簿情報の漏えいの防止のため措置を行う。</p> <p>名簿情報の漏えい防止措置</p> <p>・市が講ずる措置</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>関係課意見を踏まえ修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>名簿作成時にコピーできない用紙を使う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名簿情報の提供を受ける者に求める措置</li> </ul> <p>提供された情報を目的外に使用しないなど、個人情報保護に関する誓約書の提出を求める。</p> <p>なお、災害時に特に必要と認めて提供する者に対しては、誓約書は求めないが、情報の適切な処分（廃棄・返却等）を求める。</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保</p> <p>市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制の整備に努める。また、<u>県や他の市町村等の職員の</u> _____ 受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>⑤～⑥ （略）</p> <p>エ （略）</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保</p> <p>県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制の整備を図る。</p> <p>_____</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>④～⑤ （略）</p>	<p>名簿作成時にコピーできない用紙を使う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名簿情報の提供を受ける者に求める措置</li> </ul> <p>提供された情報を目的外に使用しないなど、個人情報保護に関する誓約書の提出を求める。</p> <p>なお、災害時に特に必要と認めて提供する者に対しては、誓約書は求めないが、情報の適切な処分（廃棄・返却等）を求める。</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保</p> <p>市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制の整備に努める。また、<u>県や他の市町村、災害福祉支援チーム等</u> 受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>⑤～⑥ （略）</p> <p>エ （略）</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保</p> <p>県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制の整備を図る。</p> <p><u>また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。</u></p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>④～⑤ （略）</p>	<p>県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p>
<p><b>第7節 火災の予防対策</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>防火に関する知識の普及に努め、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。市民、地域、企業・事業所、学校、市及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講じる。</p> <p>また、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。</p>	<p><b>第7節 火災の予防対策</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>防火に関する知識の普及に努め、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。市民、地域、企業・事業所、学校、市及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講ずる。</p> <p>また、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（住宅以外の建築物も対象）</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>さらに、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な_____避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 企業・事業所等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ _____火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>さらに、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な<u>延焼防止</u>、避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 安全装置付火気器具の使用に努める。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 企業・事業所等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 広域消防応援体制の整備</u></p> <p><u>県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（広域応援体制に近隣県を追加）</p>
<p><b>第8節 水防活動体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p>	<p><b>第8節 水防活動体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p><b>3 それぞれの役割</b>                      (1)～(2) (略)                      (3) 県の役割                          ① 水防計画の策定                          ア 豪雨、洪水、高潮または高波に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。                          イ (略)                          ウ 危険を伴う水防計画に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。                          ② (略)                          ③ 水防資機材                          ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ、水防管理団体及び(社)新潟県建設業協会等の関係機関と協力して、資機材の整備に努める。                          イ (略)                          ④ (略)                      (4)～(5) (略)</p>	<p><b>3 それぞれの役割</b>                      (1)～(2) (略)                      (3) 県の役割                          ① 水防計画の策定                          ア 洪水、雨水出水、津波、又は高潮に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。                          イ (略)                          ウ 危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。                          ② (略)                          ③ 水防資機材                          ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ、水防管理団体及び(一社)新潟県建設業協会等の関係機関と協力して、資機材の整備に努める。                          イ (略)                          ④ (略)                      (4)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（県水防計画と記載を統一）                      県計画を踏まえた修正（字句修正）                      県計画を踏まえた修正（法人名の修正）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第9節 救急・救助体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、健康づくり推進課、高齢者支援課</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 主な取組</b>                      (1) 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき自ら計画を定め、車両等の資機材・消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。                      (2)～(8) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b>                      (1) 市民・企業等の役割                          ① 市民の役割                          市民は、平常時から地域・学区・町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して、地域における災害の被害軽減を図ることができるよう努める。                          ② (略)                      (2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 救急・救助体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、健康づくり推進課、高齢者支援課</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 主な取組</b>                      (1) 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき自ら計画を定め、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。                      (2)～(8) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b>                      (1) 市民・企業等の役割                          ① 市民の役割                          市民は、平常時から地域、学区、町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して、地域における災害の被害軽減を図ることができるよう努める。                          ② (略)                      (2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）                      県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>① (略)</p> <p>② 救急・救助体制の整備</p> <p>ア 市(消防団)及び上越地域消防事務組合は、_____救助訓練や_応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 関係機関相互の連携</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 上越地域消防事務組合は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。また、応援隊受入れに際して必要となる市災害対策本部との連絡調整方法、宿泊場所の確保及び車両<u>終結</u>場所適地等について市と協議し、あらかじめ定める。また、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊<u>応援部隊</u>の円滑な受入れ及び的確な活動の指揮を行うことができるよう体制を整備する。</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急医療連絡体制の確立</p> <p>広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。</p> <p>また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 緊急消防援助隊の受援体制の整備</p> <p>県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。</p> <p>⑤ 医療資器材等の供給協定</p> <p>市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医療機器販売業協会及び<u>東北新潟歯科用品商協同組合_____</u>と医療器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>⑥ 航空消防防災体制の充実</p> <p>消防防災ヘリコプターによる救急・救助隊員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊<u>航空部隊</u>等の受援体制の整備を図る。</p> <p>また、上越地域消防事務組合との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な</p>	<p>① (略)</p> <p>② 救急・救助体制の整備</p> <p>ア 市(消防団)及び上越地域消防事務組合は、<u>救急、救助訓練及び</u>応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 関係機関相互の連携</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 上越地域消防事務組合は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。また、応援隊受入れに際して必要となる市災害対策本部との連絡調整方法、宿泊場所の確保及び車両<u>集結</u>場所適地等について市と協議し、あらかじめ定める。また、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊_____の円滑な受入れ及び的確な活動の指揮を行うことができるよう体制を整備する。</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急医療連絡体制の確立</p> <p>広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。</p> <p>また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 緊急消防援助隊の受援体制の整備</p> <p>県内の消防力だけでは対応できない大規模災害__時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。</p> <p>⑤ 医療資器材等の供給協定</p> <p>市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医療機器販売業協会、__<u>東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会</u><u>関東地域本部</u>と医療器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>⑥ 航空消防防災体制の充実</p> <p>消防防災ヘリコプターによる救急・救助隊員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊_____等の受援体制の整備を図る。</p> <p>また、上越地域消防事務組合との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な</p>	<p>関係課意見を踏まえ修正</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(時点修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>実施を確保するよう努める。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)</p> <p>海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。</p> <p>また、海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>実施を確保するよう努める。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)</p> <p>海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。</p> <p>また、海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p>
<p><b>第10節 医療救護体制の整備</b></p> <p>担当：健康づくり推進課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 医療関係団体</p> <p>新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会_____など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p><b>第10節 医療救護体制の整備</b></p> <p>担当：健康づくり推進課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 医療関係団体</p> <p>新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、<u>新潟県助産師会</u>など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (関係団体の追加)</p>
<p><b>第11節 食料・生活必需品等の確保</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮策</p> <p>① 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等による摂食上の障害などに配慮_____できる体制を整備し、県は、市の体制整</p>	<p><b>第11節 食料・生活必需品等の確保</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮策</p> <p>① 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、<u>食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備し、</u>県は、市の体制整</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>備を支援する。 また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。</p> <p>② (略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 物資等の備蓄 ア~ウ (略)</p> <p>エ 備蓄物資は、極力指定避難所等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して配付・使用できるようにする。また、備蓄を行うに当たっては要配慮者や女性、さらに食物アレルギー患者等の食事に配慮する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>② 物資等の緊急供給体制の確立 ア (略) イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。 ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 市民への普及啓発 ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・<u>物資等の供給計画</u>について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。 イ 防災訓練に際して、地域住民とともに指定避難所の備蓄物資の確認及び配付の訓練を行う。 ウ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 物資等の備蓄 市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の<u>拠点</u>に食料及び物資等を備蓄する。</p> <p>② 物資拠点の選定 県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる<u>物資</u>拠点を選定する。</p>	<p>備を支援する。 また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。</p> <p>② (略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 物資等の備蓄 ア~ウ (略)</p> <p>エ 備蓄物資は、極力指定避難所等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して配付・使用できるようにする。また、備蓄を行うに当たっては要配慮者や女性、さらに食物アレルギー患者等の食事に配慮する。</p> <p>② <u>物資拠点の選定</u> <u>避難所までの輸送体制を確保するため、地域内輸送拠点を選定する。</u></p> <p>③ (略) 物資等の緊急供給体制の確立 ア (略) イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。 ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 市民への普及啓発 ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料<u>及び物資等の供給計画</u>について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。 イ 防災訓練に際して、地域住民とともに指定避難所の備蓄物資の確認及び配付の訓練を行う。 ウ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 物資等の備蓄 市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の<u>備蓄拠点</u>に食料及び物資等を備蓄する。</p> <p>② 物資拠点の選定 県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる<u>広域物資輸送拠点</u>を選定する。</p>	<p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>③ 物資等の緊急供給体制の整備 ア～イ (略) ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。 エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 市に対する支援体制の整備 市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。</p> <p>⑥ 市民への普及啓発 ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。 イ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 日本赤十字社新潟県支部 ア 非常用食料や毛布 _____等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。 イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡を密にする。</p> <p>② (略)</p>	<p>③ 物資等の緊急供給体制の整備 ア～イ (略) ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。 エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 市に対する支援体制の整備 市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。</p> <p>⑥ 市民への普及啓発 ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。 イ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 日本赤十字社新潟県支部 ア _____毛布及び日用品セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。 イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡を密にする。</p> <p>② (略)</p>	<p>画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (実態を踏まえた修正)</p>
<p><b>第12節 (略)</b></p>	<p><b>第12節 (略)</b></p>	
<p><b>第13節 土砂災害の予防</b></p> <p>担当：河川海岸砂防課、建築住宅課、農林水産整備課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① 平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難に関する情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第13節 土砂災害の予防</b></p> <p>担当：河川海岸砂防課、建築住宅課、農林水産整備課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① 平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難に関する情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。</p> <p>なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p>

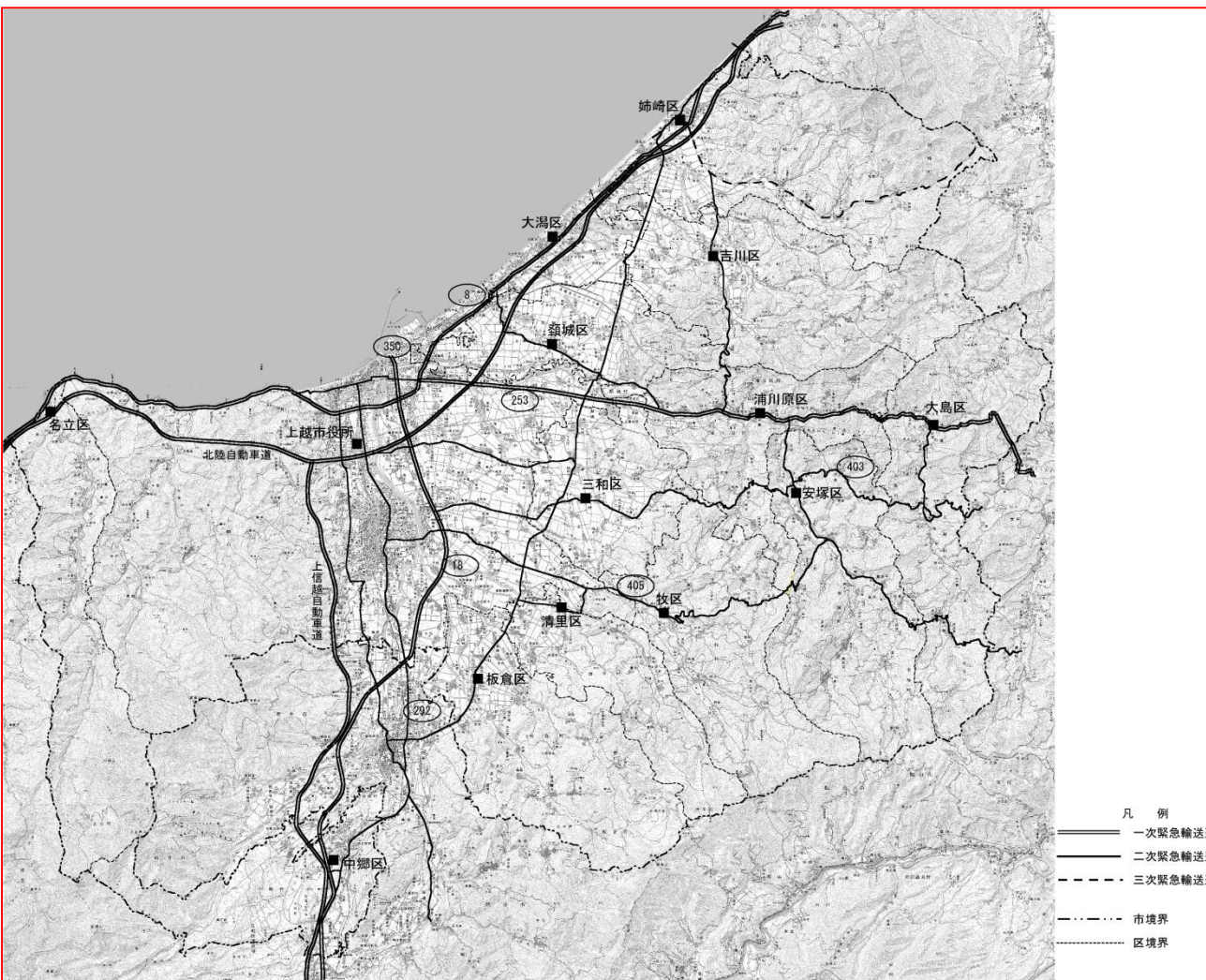
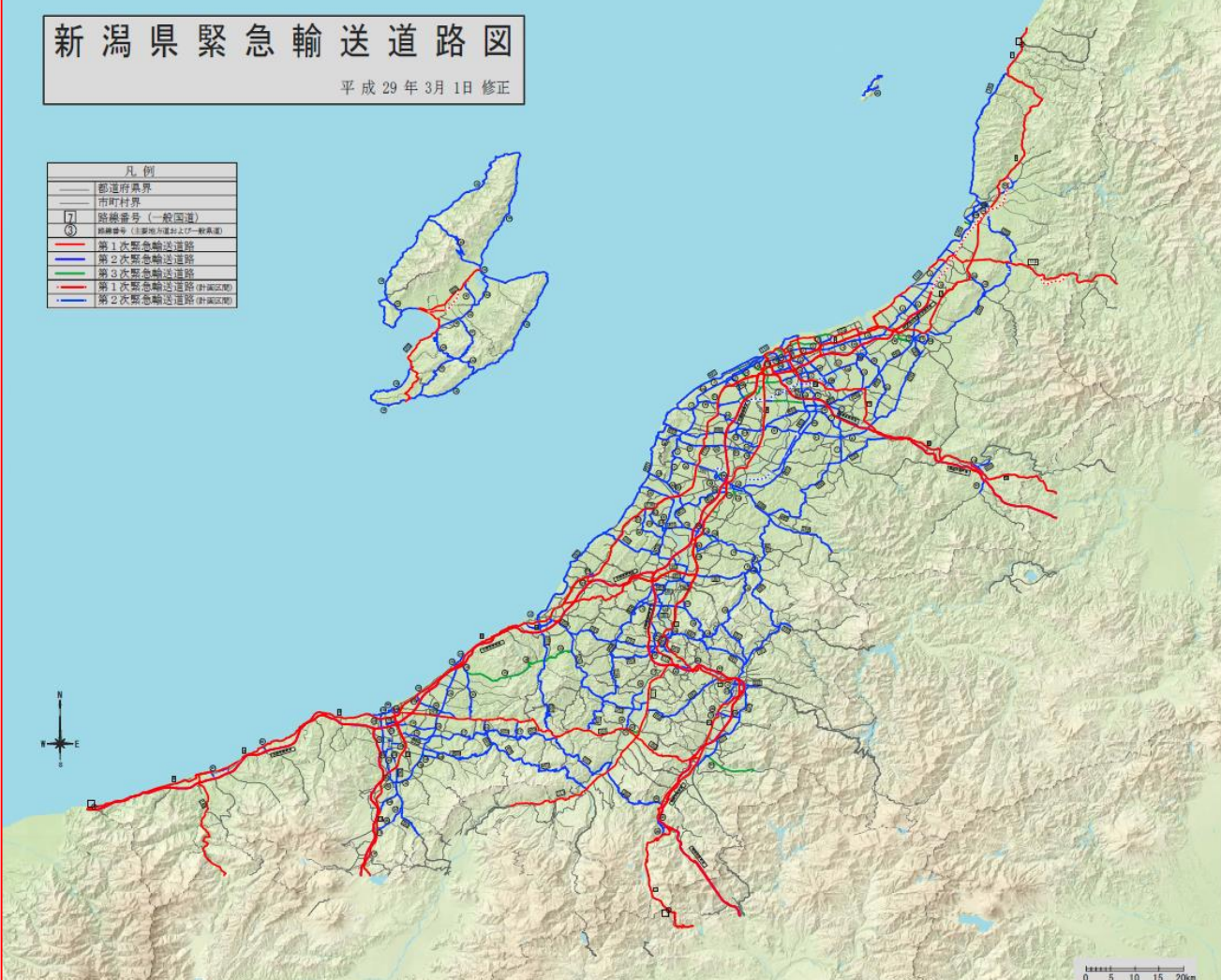
修正前	修正後	修正理由
<p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業・事業者等の役割</p> <p>宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に  <u>適当でない区域は</u>  <u>_____</u>  <u>_____</u>開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 情報伝達体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線<u>_____</u>等の整備に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>(3) 県・国の役割</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業・事業者等の役割</p> <p>宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に  <u>適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除</u>  <u>き、</u>開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p><u>市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のため</u>  <u>の措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。</u></p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 情報伝達体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線<u>(戸別受信機含む。)</u>等の整備に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>(3) 県・国の役割</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>市の防災体制整備への支援</u></p> <p><u>県は、市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援</u>  <u>を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、判断時</u>  <u>期等について助言を行う。</u></p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた 修正(土砂災害防 止法の改正に伴う 追加)</p> <p>県計画を踏まえた 修正(防災基本計 画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた 修正(防災基本計 画の反映)</p>
<p><b>第14節 河川・海岸災害の予防</b></p>	<p><b>第14節 河川・海岸災害の予防</b></p>	
<p>担当：河川海岸砂防課、生活排水対策課、下水道建設課、危機管理課</p>	<p>担当：河川海岸砂防課、生活排水対策課、下水道建設課、危機管理課</p>	
<p>1 計画の方針</p>	<p>1 計画の方針</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 市は、浸水想定区域内の要配慮者施設等については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう<u>避難に関する情報の伝達に特に配慮する。</u></p> <hr/> <p>イ 国及び県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、市民へ周知する体制を整備するものとする。</p> <hr/> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・地域__の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>市民は、平常時から堤防や護岸等の河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂等の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市・県、消防機関及び警察機関へ連絡する。</p> <p>また、災害発生時に的確に避難できるよう、洪水ハザードマップ等により避難路や指定避難所について、平常時より確認しておく。</p> <hr/> <p>② (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 洪水に対する減災対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要配慮者利用施設等への情報伝達体制の整備</p> <p>市は、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設及び自衛水防組織を設置した大規模工場については、当該施設の利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。</p> <hr/>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 市は、浸水想定区域内の要配慮者施設等については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう<u>洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。</u></p> <p><u>なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u></p> <p>イ 国及び県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、市民へ周知する体制を整備するものとする。</p> <p><u>なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・地域等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>市民は、平常時から堤防や護岸等の河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂等の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市__県、消防機関及び警察機関へ連絡する。</p> <p>また、災害発生時に的確に避難できるよう、洪水ハザードマップ等により避難路や指定避難所について、平常時より確認しておく。</p> <p><u>市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 洪水に対する減災対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要配慮者利用施設等への情報伝達体制の整備</p> <p>市は、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設及び自衛水防組織を設置した大規模工場については、当該施設の利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。</p> <p><u>なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（水防法改正に伴う追加）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>ウ 警戒避難体制の整備                      (7) (略)                      (イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線 _____ を整備するなど情報伝達体制を確保する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局  <u>豪雨、洪水や高潮、波浪による災害発生時に、県、市及び東日本高速道路株等公共機関から要請があった場合は、河川、ダム、海岸施設の状況調査等について協力する。</u>  <u>防災エキスパートの活動が機能的に行えるよう、訓練・研修への協力等を行う。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>② (略)</p>	<p>ウ 警戒避難体制の整備                      (7) (略)                      (イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線 <u>(戸別受信機を含む。)</u> を整備するなど情報伝達体制を確保する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局  <u>ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等を派遣し、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</u>  <u>イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。</u>  <u>ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。</u>  <u>エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。</u></p> <p>② (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>
<p><b>第15節 農地・農業用施設の災害予防</b></p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検  <u>警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、</u>  <u>ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</u></p>	<p><b>第15節 農地・農業用施設の災害予防</b></p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検  <u>警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、</u>  <u>ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、<u>直ちにパトロールを実施し</u>、<u>県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う危険</u>ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、<u>関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、<u>直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等</u>の緊急点検を行う。_____</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、<u>パトロール等の現状把握に努め</u>、<u>県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点</u>ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、<u>関係機関等への連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに</u>適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、<u>パトロール等の現状把握に努め、管理施設</u>の緊急点検を行う。<u>その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもと適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理、住民避難時における県の役割の明確化）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第16節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策</b></p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路などその意義は極めて重要である。</p> <p>道路を管理する関係機関や団体_____は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集・共有する体制を整えとともに、相互協力の下道路機能の確保に当たる体制を整備する。</p> <p>(2) 新潟県緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策</b></p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路などその意義は極めて重要である。</p> <p>道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集・共有する体制を整えとともに、相互協力の下道路機能の確保に当たる体制を整備する。</p> <p>(2) 新潟県緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
 <p style="text-align: center;">新潟県緊急輸送道路網図</p>	 <p style="text-align: center;">新潟県緊急輸送道路網図</p>	<p>時点修正</p>
<p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 道路管理者__は法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保等、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者__相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p>	<p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 道路管理者等は法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保等、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>道路管理者__である市、東日本高速道路㈱、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p> <p>また、各道路管理者__は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ハザードマップの活用 各道路管理者__は相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水のハザードマップ等をもとに災害時の避難・輸送路の確保を図る。</p> <p>⑤ 道路附帯施設 (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保 災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。 また、道路管理者__は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。 なお、<u>緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 情報連絡体制の整備 各道路管理者__は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装等の整備を推進する。</p> <p>② 迅速な応急復旧体制の整備 行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会及び（一社）新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。 また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者__相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>道路管理者等である市、東日本高速道路㈱、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p> <p>また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ハザードマップの活用 各道路管理者等は相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水のハザードマップ等をもとに災害時の避難・輸送路の確保を図る。</p> <p>⑤ 道路附帯施設 (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保 災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。 また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。 なお、<u>避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 情報連絡体制の整備 各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装等の整備を推進する。</p> <p>② 迅速な応急復旧体制の整備 行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会及び（一社）新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。 また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="130 323 813 373"><b>第17節 港湾・漁港施設の風水害対策</b></p> <p data-bbox="130 415 635 466">担当：産業立地課、農林水産整備課</p> <p data-bbox="130 487 320 529">1～2 (略)</p> <p data-bbox="130 575 403 617"><b>3 それぞれの役割</b></p> <p data-bbox="154 625 320 659">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="154 663 320 697">(3) 県の役割</p> <p data-bbox="178 701 296 735">① (略)</p> <p data-bbox="178 743 421 777">② 防波堤等の整備</p> <p data-bbox="201 785 1347 919">港湾____漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、港湾及び漁港計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。</p> <p data-bbox="178 928 474 961">③ 防災拠点緑地の整備</p> <p data-bbox="201 970 1347 1142">港湾・漁港施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地の整備に努め、活用方法等について市と協議する。</p> <hr/> <p data-bbox="178 1239 296 1272">④ (略)</p>	<p data-bbox="1377 323 2059 373"><b>第17節 港湾・漁港施設の風水害対策</b></p> <p data-bbox="1377 415 1881 466">担当：産業立地課、農林水産整備課</p> <p data-bbox="1377 487 1567 529">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1377 575 1650 617"><b>3 それぞれの役割</b></p> <p data-bbox="1400 625 1567 659">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1400 663 1567 697">(3) 県の役割</p> <p data-bbox="1424 701 1543 735">① (略)</p> <p data-bbox="1424 743 1668 777">② 防波堤等の整備</p> <p data-bbox="1448 785 2594 919">港湾及び漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、港湾及び漁港計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。</p> <p data-bbox="1424 928 1721 961">③ 防災拠点緑地の整備</p> <p data-bbox="1448 970 2594 1142">港湾____施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地の整備に努め、活用方法等について市と協議する。</p> <p data-bbox="1448 1150 2594 1234">また、漁港施設は緊急物資の輸送拠点としての役割を有するほか、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。</p> <p data-bbox="1424 1239 1543 1272">④ (略)</p>	<p data-bbox="2623 756 2831 840">県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p data-bbox="2623 936 2831 1020">県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p data-bbox="130 1304 617 1354"><b>第18節～第20節 (略)</b></p>	<p data-bbox="1377 1304 1863 1354"><b>第18節～第20節 (略)</b></p>	
<p data-bbox="130 1394 777 1444"><b>第21節 気象等防災観測体制の整備</b></p> <p data-bbox="130 1486 391 1537">担当：危機管理課</p> <p data-bbox="130 1558 267 1600">1 (略)</p> <p data-bbox="130 1646 552 1688"><b>2 新潟地方気象台の観測体制</b></p> <p data-bbox="154 1696 320 1730">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="154 1738 397 1772">(5) 観測結果の活用</p> <p data-bbox="178 1780 1347 1864">気象庁では、気象レーダーの観測データ（1 km格子、5分毎）を、地域気象観測システムの観測データ及び防災機関の観測データと合成して解析した解析雨量（1 km格子の1時間雨量を30分毎）を</p>	<p data-bbox="1377 1394 2024 1444"><b>第21節 気象等防災観測体制の整備</b></p> <p data-bbox="1377 1486 1638 1537">担当：危機管理課</p> <p data-bbox="1377 1558 1513 1600">1 (略)</p> <p data-bbox="1377 1646 1798 1688"><b>2 新潟地方気象台の観測体制</b></p> <p data-bbox="1400 1696 1567 1730">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1400 1738 1644 1772">(5) 観測結果の活用</p> <p data-bbox="1424 1780 2594 1864">気象状況の実況監視や天気予測の数値予報計算に使用される他、気象庁HPを利用して広く国民へ提供されている。特に気象レーダーの観測データについては、アメダス観測データや防災機関の観測</p>	<p data-bbox="2623 1738 2831 1864">県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>作成している。これはレーダー観測データをアメダス等で観測された雨量によって補正するもので、空間的な降水強度分布を捕捉・監視するために有効である。</p> <p>また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（1時間先、1km格子、5分毎）やさらに解析雨量を基に、降水短時間予報（6時間先、1km格子、30分毎）、高解像度降水ナウキャスト（30分先、250m格子、5分毎）を作成し、監視に役立てるとともに気象警報等の防災気象情報に応用している。</p> <p><b>3 その他の機関の観測体制</b></p> <p>防災関係機関が気象観測を行う場合は、国土交通省令に定める技術上の基準に従うとともに、検定を受けた測器を用いること及び観測所の設置を届け出る。</p> <hr/> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の観測体制</p> <p>① 公共土木施設関係</p> <p>県では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や電話回線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは県情報ハイウェイや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く市民へ配信されている。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>データと合成を行った解析雨量を作成している。解析雨量は、気象特別警報・警報・注意報等の基準値となる土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の計算にも使用されている。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><b>3 その他の機関の観測体制</b></p> <p>地方公共団体他が気象観測を行う場合は、気象業務法の規定に基づき、気象測器の設置所在地を管轄する气象台へ届出を行う必要があるほか、同法及び国土交通省令に定められた技術上の基準に従って行わなければならない。同じく、気象観測に用いる気象測器については同省令に定められた一定の基準に適合した検定合格品を用いなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の観測体制</p> <p>① 公共土木施設関係</p> <p>県では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や専用線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは庁内LANや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く市民へ配信されている。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p> <p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p>
<p><b>第22節 (略)</b></p>	<p><b>第22節 (略)</b></p>	
<p><b>第23節 電気通信事業者の風水害対策</b></p> <hr/> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 電気通信事業者の役割</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><b>第23節 電気通信事業者の風水害対策</b></p> <hr/> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 電気通信事業者の役割</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(4) 防災広報活動 (略) ① (略) ② 広報項目 ア～イ (略) ウ <u>特設無料公衆電話</u> 設置場所の周知 エ (略)</p> <p>(5) 広域応援体制の整備 大規模災害が発生した場合は、<u>東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ</u>の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(4) 防災広報活動 (略) ① (略) ② 広報項目 ア～イ (略) ウ <u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u> 設置場所の周知 エ (略)</p> <p>(5) 広域応援体制の整備 大規模災害が発生した場合、<u>電気通信事業者は</u> 防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(時点修正) 県計画を踏まえた修正(時点修正)</p>
<p><b>第24節～第25節 (略)</b></p>	<p><b>第24節～第25節 (略)</b></p>	
<p><b>第26節 上水道事業者の風水害対策</b></p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1 計画の方針 (1) 基本方針 大規模災害による断水や減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、<u>被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水(以下「飲料水等」という。)を確保するための必要な措置を講ずる。</u> (2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1) (略) (2) 上水道事業者の役割 上水道事業者は、風水害等の防災対策計画(耐震化計画を含む)を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進するとともに長寿命化計画を作成等によりその適切な維持管理に努める。 <u>また、緊急時における飲料水等の確保対策を行う。</u></p>	<p><b>第26節 上水道事業者の風水害対策</b></p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1 計画の方針 (1) 基本方針 大規模災害による断水や減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、<u>避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水(以下「飲料水等」という。)を確保するための必要な措置を講ずる。</u> (2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1) (略) (2) 上水道事業者の役割 上水道事業者は、風水害等の防災対策計画(耐震化計画を含む)を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進するとともに長寿命化計画を作成等によりその適切な維持管理に努める。 <u>また、緊急時における飲料水等の確保に努める。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>① 施設の防災対策</p> <p>ア 主要施設の防災性の強化</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 浄水、送水及び配水施設 緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。 送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。<u>また、配水管</u>路は管路の多系統化、ループ化、ブロック化等の整備を行う。 浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。</p> <p>イ 付属施設等 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。自家発電設備は、停電の長期化に備えて<u>3日以上</u>連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 体制面の防災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急対策計画の策定</p> <p>(7) 動員計画 応急給水、<u>応急復旧活動</u>に必要な人員の確保対策について定める。</p> <p>(イ) 応急給水計画</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 応急給水<u>活動</u>マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。</p> <p>(ウ) 応急復旧計画</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 応急復旧<u>活動</u>マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。</p> <p>(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保</p> <p>a 給水拠点となる浄水場、<u>貯水槽</u>等の施設を整備する。</p> <p>b (略)</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 新潟県水道協会 <u>主に簡易水道事業者間の応援活動等</u>に対する支援体制の整備に努める。</p>	<p>① 施設の防災対策</p> <p>ア 主要施設の防災性の強化</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 浄水、送水及び配水施設 緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。 送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。<u>配水管</u>路は管路の多系統化、ループ化、ブロック化等の整備を行う。 浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。</p> <p>イ 付属施設等 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。自家発電設備は、停電の長期化に備えて<u>1日以上</u>(孤立が予想される集落は3日以上)連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 体制面の防災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急対策計画の策定</p> <p>(7) 動員計画 応急給水<u>及び</u>応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。</p> <p>(イ) 応急給水計画</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 応急給水<u>活動</u>マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。</p> <p>(ウ) 応急復旧計画</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 応急復旧 <u>活動</u>マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。</p> <p>(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保</p> <p>a 給水拠点となる浄水場、<u>配水池</u>等の施設を整備する。</p> <p>b (略)</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 新潟県水道協会 <u>簡易水道事業者間の応援活動等</u>に対する支援体制の整備に努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(準用元との整合)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p>



修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="130 323 777 373"><b>第27節 下水道等施設の風水害対策</b></p> <p data-bbox="130 415 658 466">担当：生活排水対策課、下水道建設課</p> <p data-bbox="130 487 320 529">1～2 (略)</p> <p data-bbox="130 575 403 617"><b>3 それぞれの役割</b></p> <p data-bbox="130 625 920 1827">                     (1) (略)                      (2) 市の役割                          ① (略)                          ② 緊急体制の整備                              ア～エ (略)                              <u>(追加)</u>                          ③ 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発                              ____ (略)                              <u>(追加)</u>                      (3) 県の役割                          ① (略)                          ② 市に対する支援体制の整備                              ア (略)                              <u>(追加)</u>                              <u>イ</u> (略)                          ③ (略)                      (4) 関係機関の役割                          ①～② (略)                          ③ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会____                              ア～ウ (略)                          ④ (略)                              <u>(追加)</u>                                <u>(追加)</u> </p>	<p data-bbox="1377 323 2024 373"><b>第27節 下水道等施設の風水害対策</b></p> <p data-bbox="1377 415 1905 466">担当：生活排水対策課、下水道建設課</p> <p data-bbox="1377 487 1567 529">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1377 575 1650 617"><b>3 それぞれの役割</b></p> <p data-bbox="1377 625 2451 1873">                     (1) (略)                      (2) 市の役割                          ① (略)                          ② 緊急体制の整備                              ア～エ (略)                              <u>オ 応急対策マニュアルの作成</u>                          ③ 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発                              <u>ア</u> (略)                              <u>イ マンホールトイレの整備について検討を進める。</u>                      (3) 県の役割                          ① (略)                          ② 市に対する支援体制の整備                              ア (略)                              <u>イ 市町村の応急対策マニュアル等の作成支援を行う体制を整備するように努める。</u>                              <u>ウ</u> (略)                          ③ (略)                      (4) 関係機関の役割                          ①～② (略)                          ③ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会<u>中部支部</u>                              ア～ウ (略)                          ④ (略)                          ⑤ 公益社団法人日本下水道協会                              <u>ア 市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。</u>                              <u>イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。</u>                              <u>ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。</u>                          ⑥ 上越市管路調査協会                              <u>ア 市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。</u> </p>	<p data-bbox="2623 848 2831 1058">県計画を踏まえた修正（実態を踏まえた修正） 関係課意見を踏まえ修正</p> <p data-bbox="2623 1205 2831 1331">県計画を踏まえた修正（実態を踏まえた修正）</p> <p data-bbox="2623 1478 2831 1562">関係課意見を踏まえ修正</p> <p data-bbox="2623 1604 2831 1688">関係課意見を踏まえ修正</p> <p data-bbox="2623 1793 2831 1877">関係課意見を踏まえ修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(追加)</p>	<p><u>イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。</u>  <u>ウ 目視及びカメラ等による緊急調査、応急措置、汚水運搬等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。</u>  ⑦ <u>公益社団法人新潟県浄化槽整備協会上越支部</u>  <u>ア 市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。</u>  <u>イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。</u>  <u>ウ し尿、浄化槽汚泥の収集運搬等について、支援ができるよう体制の整備に努める。</u></p>	<p>関係課意見を踏まえ修正</p>
<p>第28節 (略)</p>	<p>第28節 (略)</p>	
<p>第29節 危険物等施設の風水害対策</p> <p>担当：危機管理課、環境保全課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針  危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質_____等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）の取扱いについて安全対策を<u>講じる</u>とともに、風水害による災害の未然防止を図るため、市、事業者、上越地域消防事務組合、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び県は、必要な対策を<u>講じる</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 危険物等取扱・貯蔵事業者等の役割</p> <p>① 共通事項  <u>(追加)</u></p> <p><u>ア (略)</u>  <u>イ (略)</u>  <u>ウ (略)</u></p> <p>② (略) 危険物施設</p> <p>③ 火薬類製造施設等  <u>ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。</u></p>	<p>第29節 危険物等施設の風水害対策</p> <p>担当：危機管理課、環境保全課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針  危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（<u>石綿含む</u>）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）の取扱いについて安全対策を<u>講ずる</u>とともに、風水害による災害の未然防止を図るため、市、事業者、上越地域消防事務組合、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び県は、必要な対策を<u>講ずる</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 危険物等取扱・貯蔵事業者等の役割</p> <p>① 共通事項  <u>ア 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。</u></p> <p><u>イ (略)</u>  <u>ウ (略)</u>  <u>エ (略)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 火薬類製造施設等  <u>ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の基準を遵守することにより、災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（石綿飛散防止対策の明記、字句修正）</p> <p>他編との整合</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>イ～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 毒物劇物保管貯蔵施設</p> <p>ア 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。</p> <p>イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、<u>危害防止規程</u>の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。</p> <p>⑥ 有害物質取扱施設等</p> <p>ア 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) _____及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。</p> <p>イ <u>有害物質の大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。</u></p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策</p> <p>ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、<u>危害防止規程</u>等を確認し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。</p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ 有害物質取扱施設等安全対策</p> <p>ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法 _____及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>イ～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 毒物劇物____貯蔵施設</p> <p>ア 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、<u>危害防止規定</u>の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。</p> <p>⑥ 有害物質取扱施設等</p> <p>ア 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、<u>ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)</u>及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。</p> <p>イ <u>災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。</u></p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 毒物劇物____貯蔵施設安全対策</p> <p>ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、<u>危害防止規定</u>等を確認し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。</p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ 有害物質取扱施設等安全対策</p> <p>ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、<u>ダイオキシン類対策特別措置法</u>及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(関係法令の追加)</p> <p>県計画を踏まえた修正(災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル改定の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(関係法令の追加)</p>
<p><b>第30節 学校の風水害対策</b></p> <p>担当：教育総務課、学校教育課</p> <p>1～2 (略)</p>	<p><b>第30節 学校の風水害対策</b></p> <p>担当：教育総務課、学校教育課</p> <p>1～2 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由												
<p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 学校の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 防災体制の整備及び防災教育の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生徒等に対する防災教育 (略)</p> <p>(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止__法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 学校の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 防災体制の整備及び防災教育の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生徒等に対する防災教育 (略)</p> <p>(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止<u>方法</u>等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p>												
<p><b>第31節 (略)</b></p>	<p><b>第31節 (略)</b></p>													
<p><b>第32節 ボランティア受入れ体制の整備</b></p> <p>担当：福祉課、共生まちづくり課</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <table border="1" data-bbox="189 1297 1353 1524"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置の<u>判断</u></td> </tr> <tr> <td>” 2日以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、<u>災害ボランティア受入</u>広報の発信</td> </tr> </table> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② ボランティアセンターの運営支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ボランティアセンター_____と市災害対策本部との_____ _____情報を共有するための体制を整備する。</p>	災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置の <u>判断</u>	” 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、 <u>災害ボランティア受入</u> 広報の発信	<p><b>第32節 ボランティア受入れ体制の整備</b></p> <p>担当：福祉課、共生まちづくり課</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1436 1297 2599 1524"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置____、被災地のニーズ把握</td> </tr> <tr> <td>” 2日以内</td> <td>_____災害ボランティア受入 広報の発信</td> </tr> </table> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② ボランティアセンターの運営支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ボランティアセンターを<u>設置・運営する上越市社会福祉協議会等</u>と市災害対策本部との<u>災害ボ</u> <u>ランティアに関する</u>情報を共有するための体制を整備する。</p>	災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置____、被災地のニーズ把握	” 2日以内	_____災害ボランティア受入 広報の発信	<p>関係課意見を踏まえ修正</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計</p>
災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置の <u>判断</u>													
” 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、 <u>災害ボランティア受入</u> 広報の発信													
災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置____、被災地のニーズ把握													
” 2日以内	_____災害ボランティア受入 広報の発信													

修正前	修正後	修正理由
<p>③ (略) (2)~(3) (略)</p>	<p>③ (略) (2)~(3) (略)</p>	<p>画の反映)</p>
<p>第33節~第34節 (略)</p>	<p>第33節~第34節 (略)</p>	
<p>第35節 行政機能の保全</p> <p>担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) 市の取組</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。</p> <hr/> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な人員や資機材等の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</p> <hr/> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①~⑥ (略) (2)~(3) (略)</p>	<p>第35節 行政機能の保全</p> <p>担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) 市の取組</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。</p> <p><u>特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p><u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。</u></p> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①~⑥ (略) (2)~(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由																																				
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) 初動体制 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害警戒本部 ア (略)</p> <table border="1" data-bbox="219 924 1347 1335"> <tr><td>設置場所</td><td>市役所木田庁舎</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td>次のいずれかによる ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、<u>避難準備情報</u>の発表が見込まれるとき ②～④ (略)</td></tr> <tr><td>実施責任者等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>構成員</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>主な活動内容</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>廃止基準</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>イ (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部 ア 市長は、気象警報等により避難勧告等の<u>発表</u>が必要であると見込まれるとき、又は市域に大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、市の全力をもって災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="219 1604 1347 1864"> <tr><td>設置場所</td><td>市役所木田庁舎</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td>次のいずれかによる。 ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、<u>避難勧告等の発表</u>が見込まれるとき ②～④ (略)</td></tr> <tr><td>実施責任者等</td><td>(略)</td></tr> </table>	設置場所	市役所木田庁舎	設置基準	次のいずれかによる ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難準備情報</u> の発表が見込まれるとき ②～④ (略)	実施責任者等	(略)	構成員	(略)	主な活動内容	(略)	廃止基準	(略)	設置場所	市役所木田庁舎	設置基準	次のいずれかによる。 ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難勧告等の発表</u> が見込まれるとき ②～④ (略)	実施責任者等	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) 初動体制 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害警戒本部 ア (略)</p> <table border="1" data-bbox="1466 924 2582 1335"> <tr><td>設置場所</td><td>市役所木田庁舎</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td>次のいずれかによる ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u>が見込まれるとき ②～④ (略)</td></tr> <tr><td>実施責任者等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>構成員</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>主な活動内容</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>廃止基準</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>イ (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部 ア 市長は、気象警報等により避難勧告等の<u>発令</u>が必要であると見込まれるとき、又は市域に大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、市の全力をもって災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1466 1604 2582 1864"> <tr><td>設置場所</td><td>市役所木田庁舎</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td>次のいずれかによる。 ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、<u>避難勧告等の発令</u>が見込まれるとき ②～④ (略)</td></tr> <tr><td>実施責任者等</td><td>(略)</td></tr> </table>	設置場所	市役所木田庁舎	設置基準	次のいずれかによる ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u> が見込まれるとき ②～④ (略)	実施責任者等	(略)	構成員	(略)	主な活動内容	(略)	廃止基準	(略)	設置場所	市役所木田庁舎	設置基準	次のいずれかによる。 ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難勧告等の発令</u> が見込まれるとき ②～④ (略)	実施責任者等	(略)	<p>避難情報の名称変更</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>
設置場所	市役所木田庁舎																																					
設置基準	次のいずれかによる ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難準備情報</u> の発表が見込まれるとき ②～④ (略)																																					
実施責任者等	(略)																																					
構成員	(略)																																					
主な活動内容	(略)																																					
廃止基準	(略)																																					
設置場所	市役所木田庁舎																																					
設置基準	次のいずれかによる。 ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難勧告等の発表</u> が見込まれるとき ②～④ (略)																																					
実施責任者等	(略)																																					
設置場所	市役所木田庁舎																																					
設置基準	次のいずれかによる ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u> が見込まれるとき ②～④ (略)																																					
実施責任者等	(略)																																					
構成員	(略)																																					
主な活動内容	(略)																																					
廃止基準	(略)																																					
設置場所	市役所木田庁舎																																					
設置基準	次のいずれかによる。 ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難勧告等の発令</u> が見込まれるとき ②～④ (略)																																					
実施責任者等	(略)																																					

修正前		修正後		修正理由																		
構成員	(略)	構成員	(略)	文言整理																		
活動内容	(略)	活動内容	(略)																			
廃止基準	(略)	廃止基準	(略)																			
イ (略)		イ (略)																				
ウ 災害対策本部設置時の体制及び配備基準 (略)		ウ 災害対策本部設置時の体制及び配備基準 (略)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発令が見込まれるとき ②～④ (略)</td> <td>概ね全職員の1/2の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備名	配備基準	配備体制		第一配備	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発令が見込まれるとき ②～④ (略)	概ね全職員の1/2の数の職員が従事する。	第二配備	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発令が見込まれるとき ②～④ (略)</td> <td>おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備名	配備基準	配備体制	第一配備	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発令が見込まれるとき ②～④ (略)	おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。	第二配備	(略)	(略)	
配備名	配備基準	配備体制																				
第一配備	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発令が見込まれるとき ②～④ (略)	概ね全職員の1/2の数の職員が従事する。																				
第二配備	(略)	(略)																				
配備名	配備基準	配備体制																				
第一配備	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発令が見込まれるとき ②～④ (略)	おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。																				
第二配備	(略)	(略)																				
エ～カ (略)		エ～カ (略)																				
② (略)		② (略)																				
(3)		(3)～(4) (略)																				
3～6 (略)		3～6 (略)																				
<b>第2節 防災関係機関の相互協力体制</b>		<b>第2節 防災関係機関の相互協力体制</b>		県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）  県計画を踏まえた修正（防災基本計																		
担当：調整・渉外班、情報収集・統括班		担当：調整・渉外班、情報収集・統括班																				
1 計画の方針		1 計画の方針																				
(1) (略)		(1) (略)																				
(2) それぞれの責務		(2) それぞれの責務																				
① 市の責務		① 市の責務																				
ア (略)		ア (略)																				
(追加)		イ 被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。 なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。																				
イ (略)		ウ (略)																				
ウ (略)		エ (略)																				
エ (略)		オ (略)																				
オ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法		カ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法、 <u>応援機関の活動拠点、応援要員</u>																				

修正前	修正後	修正理由
<p>_____などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>② 県の責務 ア～カ (略)</p> <p>キ 市が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。 なお、_____</p> <p>_____被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、知事は、応急措置を実施するため市長に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市長に代わって行うものとする。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 市の応援要請</b></p> <p>(1) 他市町村に対する要請</p> <p>市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、<u>とりあえず口頭又は電話等で要請する。</u></p> <p>_____</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p><u>の集合・配置体制</u>などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>② 県の責務 ア～カ (略)</p> <p>キ 市が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。 なお、<u>職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、</u>被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、知事は、応急措置を実施するため市長に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市長に代わって行うものとする。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 市の応援要請</b></p> <p>(1) 他市町村に対する要請</p> <p>市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、<u>電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p>
<p><b>第3節 気象情報等の伝達</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班 (各総合事務所)</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p>	<p><b>第3節 気象情報等の伝達</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班 (各総合事務所)</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p>	<p>県計画を踏まえた</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、市民へ周知する。</p> <p>特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線_____及び広報車等により市民へ周知する。</p> <p>また、気象等の特別警報以外の特別警報の通知を受けた場合は、関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとる。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、<u>避難行動要支援者</u>への<u>避難準備情報等発表</u>の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>また、市は消防団・自主防災組織等の協力を得ながら高齢者・障害者及び観光客等に対する支援要員を確保し、的確な情報伝達・避難誘導を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>2 業務の内容</b></p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報 (略)</p> <p>① 特別警報・警報・注意報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発表基準</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 警報・注意報発表基準一覧表</p>	<p>市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、市民へ周知する。</p> <p>特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線<u>(戸別受信機を含む。)</u>及び広報車等により市民へ周知する。</p> <p>また、気象等の特別警報以外の特別警報の通知を受けた場合は、関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとる。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、<u>高齢者等避難に時間を要する方</u>への<u>避難準備・高齢者等避難開始情報等発令</u>の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>また、市は消防団・自主防災組織等の協力を得ながら高齢者・障害者及び観光客等に対する支援要員を確保し、的確な情報伝達・避難誘導を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>2 業務の内容</b></p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報 (略)</p> <p>① 特別警報・警報・注意報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発表基準</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 警報・注意報発表基準一覧表</p>	<p>修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																																																																								
<p style="text-align: right;">平成29年7月4日現在 発表官署 新潟地方気象会</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">警報・注意報発表基準一覧表</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td>上越</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>上越市</td> </tr> <tr> <td>大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準 16 土壌雨量指数基準 95</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準 保倉川流域=25.5, 正善寺川流域=7.6, 大瀬川流域=5.9, 青田川流域=7.2, 権明川流域=8.9, 櫛池川流域=8.2, 矢代川流域=18, 別所川流域=11.1, 大熊川流域=8.5, 戸野目川流域=7.4, 湯川流域=11.9, 重川流域=5.1, 飯田川流域=13, 桑曾根川流域=8.4, 猿俣川流域=4.4, 高谷川流域=11, 小黒川流域=13.4, 細野川流域=6.2, 熊谷川流域=4.1, 田麦川流域=8.2, 朴ノ木川流域=5.7, 内川流域=7.2, 雁平川流域=8.8, 小黒川流域=4.6, 片貝川流域=7.1, 柿崎川流域=24.6, 桑取川流域=12, 名立川流域=12.6, 米山川流域=4.6, 小河川流域=4.6, 吉川流域=11.2, 米山寺川流域=6.1, 大出口川流域=5.7, 平等寺川流域=6.1, 入河沢川流域=4.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1 関川流域=(8, 40.6), 保倉川流域=(8, 22.9), 戸野目川流域=(8, 6.6), 飯田川流域=(8, 11.7), 桑曾根川流域=(8, 8.2), 米山川流域=(8, 4.1), 吉川流域=(10, 6.1), 大出口川流域=(8, 5.1)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速 陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高 5.5m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位 1.4m</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>表面雨量指数基準 10 土壌雨量指数基準 56</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準 保倉川流域=16.1, 正善寺川流域=6, 大瀬川流域=4.7, 青田川流域=5.8, 権明川流域=7.1, 櫛池川流域=6.5, 矢代川流域=14.4, 別所川流域=8.8, 大熊川流域=6.8, 戸野目川流域=5.9, 湯川流域=9.5, 重川流域=4, 飯田川流域=10, 桑曾根川流域=6.7, 猿俣川流域=3.5, 高谷川流域=8.8, 小黒川流域=10.7, 細野川流域=5, 熊谷川流域=3.3, 田麦川流域=6.6, 朴ノ木川流域=4.6, 内川流域=5.8, 雁平川流域=7, 小黒川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 柿崎川流域=19.7, 桑取川流域=9.6, 名立川流域=10, 米山川流域=3, 小河川流域=3.6, 吉川流域=8.9, 米山寺川流域=4.8, 大出口川流域=4.5, 平等寺川流域=4.9, 入河沢川流域=3.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1 関川流域=(8, 28.8), 保倉川流域=(7, 16.1), 矢代川流域=(5, 8.1), 大熊川流域=(9, 6.8), 戸野目川流域=(5, 5.9), 湯川流域=(7, 8.8), 飯田川流域=(5, 9.8), 桑曾根川流域=(5, 4.8), 高谷川流域=(9, 7.7), 田麦川流域=(8, 5.3), 米山川流域=(5, 3), 小河川流域=(5, 3.6), 吉川流域=(9, 5.5), 米山寺川流域=(9, 4.8), 大出口川流域=(8, 4.5), 平等寺川流域=(5, 4.9)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高 2.5m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位 1.0m</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td>1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上, かつ, 日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程 陸上 100m 海上 500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度 40% 実効湿度 65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか, 日降水量20mm以上の降雨がある場合</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>早霜・晩霜期に最低気温3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着水・着雪</td> <td>1. 著しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で, 並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量 100mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。</td> </tr> </table>	警報・注意報発表基準一覧表		府県予報区	新潟県	一次細分区域	上越	市町村等をまとめた地域	上越市	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 16 土壌雨量指数基準 95	洪水	流域雨量指数基準 保倉川流域=25.5, 正善寺川流域=7.6, 大瀬川流域=5.9, 青田川流域=7.2, 権明川流域=8.9, 櫛池川流域=8.2, 矢代川流域=18, 別所川流域=11.1, 大熊川流域=8.5, 戸野目川流域=7.4, 湯川流域=11.9, 重川流域=5.1, 飯田川流域=13, 桑曾根川流域=8.4, 猿俣川流域=4.4, 高谷川流域=11, 小黒川流域=13.4, 細野川流域=6.2, 熊谷川流域=4.1, 田麦川流域=8.2, 朴ノ木川流域=5.7, 内川流域=7.2, 雁平川流域=8.8, 小黒川流域=4.6, 片貝川流域=7.1, 柿崎川流域=24.6, 桑取川流域=12, 名立川流域=12.6, 米山川流域=4.6, 小河川流域=4.6, 吉川流域=11.2, 米山寺川流域=6.1, 大出口川流域=5.7, 平等寺川流域=6.1, 入河沢川流域=4.9	複合基準*1 関川流域=(8, 40.6), 保倉川流域=(8, 22.9), 戸野目川流域=(8, 6.6), 飯田川流域=(8, 11.7), 桑曾根川流域=(8, 8.2), 米山川流域=(8, 4.1), 吉川流域=(10, 6.1), 大出口川流域=(8, 5.1)	指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕	暴風	平均風速 陸上 20m/s 海上 25m/s	暴風雪	平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm	波浪	有義波高 5.5m	高潮	潮位 1.4m	大雨	表面雨量指数基準 10 土壌雨量指数基準 56	洪水	流域雨量指数基準 保倉川流域=16.1, 正善寺川流域=6, 大瀬川流域=4.7, 青田川流域=5.8, 権明川流域=7.1, 櫛池川流域=6.5, 矢代川流域=14.4, 別所川流域=8.8, 大熊川流域=6.8, 戸野目川流域=5.9, 湯川流域=9.5, 重川流域=4, 飯田川流域=10, 桑曾根川流域=6.7, 猿俣川流域=3.5, 高谷川流域=8.8, 小黒川流域=10.7, 細野川流域=5, 熊谷川流域=3.3, 田麦川流域=6.6, 朴ノ木川流域=4.6, 内川流域=5.8, 雁平川流域=7, 小黒川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 柿崎川流域=19.7, 桑取川流域=9.6, 名立川流域=10, 米山川流域=3, 小河川流域=3.6, 吉川流域=8.9, 米山寺川流域=4.8, 大出口川流域=4.5, 平等寺川流域=4.9, 入河沢川流域=3.9	複合基準*1 関川流域=(8, 28.8), 保倉川流域=(7, 16.1), 矢代川流域=(5, 8.1), 大熊川流域=(9, 6.8), 戸野目川流域=(5, 5.9), 湯川流域=(7, 8.8), 飯田川流域=(5, 9.8), 桑曾根川流域=(5, 4.8), 高谷川流域=(9, 7.7), 田麦川流域=(8, 5.3), 米山川流域=(5, 3), 小河川流域=(5, 3.6), 吉川流域=(9, 5.5), 米山寺川流域=(9, 4.8), 大出口川流域=(8, 4.5), 平等寺川流域=(5, 4.9)	指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕	強風	平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s	風雪	平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm	波浪	有義波高 2.5m	高潮	潮位 1.0m	雷	落雷等により被害が予想される場合	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上, かつ, 日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上	濃霧	視程 陸上 100m 海上 500m	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか, 日降水量20mm以上の降雨がある場合	低温	5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	着水・着雪	1. 著しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で, 並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm	*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。		<p style="text-align: right;">平成30年5月30日現在 発表官署 新潟地方気象台</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">警報・注意報発表基準一覧表</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td>上越</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>上越市</td> </tr> <tr> <td>大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準 16 土壌雨量指数基準 95</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準 保倉川流域=25.5, 正善寺川流域=7.6, 大瀬川流域=5.9, 青田川流域=7.2, 権明川流域=8.9, 櫛池川流域=8.2, 矢代川流域=18, 別所川流域=11.1, 大熊川流域=8.5, 洪江川流域=6.5, 戸野目川流域=7.4, 湯川流域=11.9, 重川流域=5.1, 飯田川流域=13, 桑曾根川流域=8.4, 猿俣川流域=4.4, 高谷川流域=11, 小黒川流域=13.4, 細野川流域=6.2, 熊谷川流域=4.1, 田麦川流域=8.2, 朴ノ木川流域=5.7, 内川流域=7.2, 雁平川流域=8.8, 小黒川流域=4.6, 片貝川流域=7.1, 柿崎川流域=24.6, 桑取川流域=12, 名立川流域=12.6, 米山川流域=4.6, 小河川流域=4.6, 吉川流域=11.2, 米山寺川流域=6.1, 大出口川流域=5.7, 平等寺川流域=6.1, 入河沢川流域=4.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1 関川流域=(8, 40.6), 保倉川流域=(8, 22.9), 戸野目川流域=(8, 6.6), 飯田川流域=(8, 11.7), 桑曾根川流域=(8, 8.2), 米山川流域=(8, 4.1), 吉川流域=(10, 10.7), 大出口川流域=(8, 5.1)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速 陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高 5.5m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位 1.4m</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>表面雨量指数基準 10 土壌雨量指数基準 56</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準 保倉川流域=16.1, 正善寺川流域=6, 大瀬川流域=4.7, 青田川流域=5.8, 権明川流域=7.1, 櫛池川流域=6.5, 矢代川流域=14.4, 別所川流域=8.8, 大熊川流域=6.8, 洪江川流域=5.2, 戸野目川流域=5.9, 湯川流域=9.5, 重川流域=4, 飯田川流域=10, 桑曾根川流域=6.7, 猿俣川流域=3.5, 高谷川流域=8.8, 小黒川流域=10.7, 細野川流域=5, 熊谷川流域=3.3, 田麦川流域=6.6, 朴ノ木川流域=4.6, 内川流域=5.8, 雁平川流域=7, 小黒川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 柿崎川流域=19.7, 桑取川流域=9.6, 名立川流域=10, 米山川流域=3, 小河川流域=3.6, 吉川流域=8.9, 米山寺川流域=4.8, 大出口川流域=4.5, 平等寺川流域=4.9, 入河沢川流域=3.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1 関川流域=(8, 28.8), 保倉川流域=(7, 16.1), 矢代川流域=(5, 8.1), 大熊川流域=(9, 6.8), 戸野目川流域=(5, 5.9), 湯川流域=(7, 8.8), 飯田川流域=(5, 9.8), 桑曾根川流域=(5, 4.8), 高谷川流域=(9, 7.7), 田麦川流域=(8, 5.3), 米山川流域=(5, 3), 小河川流域=(5, 3.6), 吉川流域=(9, 5.5), 米山寺川流域=(9, 4.8), 大出口川流域=(8, 4.5), 平等寺川流域=(5, 4.9)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高 2.5m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位 1.0m</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td>1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上, かつ, 日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程 陸上 100m 海上 500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度 40% 実効湿度 65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか, 日降水量20mm以上の降雨がある場合</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>早霜・晩霜期に最低気温3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着水・着雪</td> <td>1. 著しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で, 並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量 100mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。</td> </tr> </table>	警報・注意報発表基準一覧表		府県予報区	新潟県	一次細分区域	上越	市町村等をまとめた地域	上越市	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 16 土壌雨量指数基準 95	洪水	流域雨量指数基準 保倉川流域=25.5, 正善寺川流域=7.6, 大瀬川流域=5.9, 青田川流域=7.2, 権明川流域=8.9, 櫛池川流域=8.2, 矢代川流域=18, 別所川流域=11.1, 大熊川流域=8.5, 洪江川流域=6.5, 戸野目川流域=7.4, 湯川流域=11.9, 重川流域=5.1, 飯田川流域=13, 桑曾根川流域=8.4, 猿俣川流域=4.4, 高谷川流域=11, 小黒川流域=13.4, 細野川流域=6.2, 熊谷川流域=4.1, 田麦川流域=8.2, 朴ノ木川流域=5.7, 内川流域=7.2, 雁平川流域=8.8, 小黒川流域=4.6, 片貝川流域=7.1, 柿崎川流域=24.6, 桑取川流域=12, 名立川流域=12.6, 米山川流域=4.6, 小河川流域=4.6, 吉川流域=11.2, 米山寺川流域=6.1, 大出口川流域=5.7, 平等寺川流域=6.1, 入河沢川流域=4.9	複合基準*1 関川流域=(8, 40.6), 保倉川流域=(8, 22.9), 戸野目川流域=(8, 6.6), 飯田川流域=(8, 11.7), 桑曾根川流域=(8, 8.2), 米山川流域=(8, 4.1), 吉川流域=(10, 10.7), 大出口川流域=(8, 5.1)	指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕	暴風	平均風速 陸上 20m/s 海上 25m/s	暴風雪	平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm	波浪	有義波高 5.5m	高潮	潮位 1.4m	大雨	表面雨量指数基準 10 土壌雨量指数基準 56	洪水	流域雨量指数基準 保倉川流域=16.1, 正善寺川流域=6, 大瀬川流域=4.7, 青田川流域=5.8, 権明川流域=7.1, 櫛池川流域=6.5, 矢代川流域=14.4, 別所川流域=8.8, 大熊川流域=6.8, 洪江川流域=5.2, 戸野目川流域=5.9, 湯川流域=9.5, 重川流域=4, 飯田川流域=10, 桑曾根川流域=6.7, 猿俣川流域=3.5, 高谷川流域=8.8, 小黒川流域=10.7, 細野川流域=5, 熊谷川流域=3.3, 田麦川流域=6.6, 朴ノ木川流域=4.6, 内川流域=5.8, 雁平川流域=7, 小黒川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 柿崎川流域=19.7, 桑取川流域=9.6, 名立川流域=10, 米山川流域=3, 小河川流域=3.6, 吉川流域=8.9, 米山寺川流域=4.8, 大出口川流域=4.5, 平等寺川流域=4.9, 入河沢川流域=3.9	複合基準*1 関川流域=(8, 28.8), 保倉川流域=(7, 16.1), 矢代川流域=(5, 8.1), 大熊川流域=(9, 6.8), 戸野目川流域=(5, 5.9), 湯川流域=(7, 8.8), 飯田川流域=(5, 9.8), 桑曾根川流域=(5, 4.8), 高谷川流域=(9, 7.7), 田麦川流域=(8, 5.3), 米山川流域=(5, 3), 小河川流域=(5, 3.6), 吉川流域=(9, 5.5), 米山寺川流域=(9, 4.8), 大出口川流域=(8, 4.5), 平等寺川流域=(5, 4.9)	指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕	強風	平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s	風雪	平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm	波浪	有義波高 2.5m	高潮	潮位 1.0m	雷	落雷等により被害が予想される場合	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上, かつ, 日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上	濃霧	視程 陸上 100m 海上 500m	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか, 日降水量20mm以上の降雨がある場合	低温	5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	着水・着雪	1. 著しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で, 並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm	*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。		<p>時点修正</p>
警報・注意報発表基準一覧表																																																																																																																										
府県予報区	新潟県																																																																																																																									
一次細分区域	上越																																																																																																																									
市町村等をまとめた地域	上越市																																																																																																																									
大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 16 土壌雨量指数基準 95																																																																																																																									
洪水	流域雨量指数基準 保倉川流域=25.5, 正善寺川流域=7.6, 大瀬川流域=5.9, 青田川流域=7.2, 権明川流域=8.9, 櫛池川流域=8.2, 矢代川流域=18, 別所川流域=11.1, 大熊川流域=8.5, 戸野目川流域=7.4, 湯川流域=11.9, 重川流域=5.1, 飯田川流域=13, 桑曾根川流域=8.4, 猿俣川流域=4.4, 高谷川流域=11, 小黒川流域=13.4, 細野川流域=6.2, 熊谷川流域=4.1, 田麦川流域=8.2, 朴ノ木川流域=5.7, 内川流域=7.2, 雁平川流域=8.8, 小黒川流域=4.6, 片貝川流域=7.1, 柿崎川流域=24.6, 桑取川流域=12, 名立川流域=12.6, 米山川流域=4.6, 小河川流域=4.6, 吉川流域=11.2, 米山寺川流域=6.1, 大出口川流域=5.7, 平等寺川流域=6.1, 入河沢川流域=4.9																																																																																																																									
	複合基準*1 関川流域=(8, 40.6), 保倉川流域=(8, 22.9), 戸野目川流域=(8, 6.6), 飯田川流域=(8, 11.7), 桑曾根川流域=(8, 8.2), 米山川流域=(8, 4.1), 吉川流域=(10, 6.1), 大出口川流域=(8, 5.1)																																																																																																																									
	指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕																																																																																																																									
暴風	平均風速 陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																									
暴風雪	平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う																																																																																																																									
大雪	降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm																																																																																																																									
波浪	有義波高 5.5m																																																																																																																									
高潮	潮位 1.4m																																																																																																																									
大雨	表面雨量指数基準 10 土壌雨量指数基準 56																																																																																																																									
洪水	流域雨量指数基準 保倉川流域=16.1, 正善寺川流域=6, 大瀬川流域=4.7, 青田川流域=5.8, 権明川流域=7.1, 櫛池川流域=6.5, 矢代川流域=14.4, 別所川流域=8.8, 大熊川流域=6.8, 戸野目川流域=5.9, 湯川流域=9.5, 重川流域=4, 飯田川流域=10, 桑曾根川流域=6.7, 猿俣川流域=3.5, 高谷川流域=8.8, 小黒川流域=10.7, 細野川流域=5, 熊谷川流域=3.3, 田麦川流域=6.6, 朴ノ木川流域=4.6, 内川流域=5.8, 雁平川流域=7, 小黒川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 柿崎川流域=19.7, 桑取川流域=9.6, 名立川流域=10, 米山川流域=3, 小河川流域=3.6, 吉川流域=8.9, 米山寺川流域=4.8, 大出口川流域=4.5, 平等寺川流域=4.9, 入河沢川流域=3.9																																																																																																																									
	複合基準*1 関川流域=(8, 28.8), 保倉川流域=(7, 16.1), 矢代川流域=(5, 8.1), 大熊川流域=(9, 6.8), 戸野目川流域=(5, 5.9), 湯川流域=(7, 8.8), 飯田川流域=(5, 9.8), 桑曾根川流域=(5, 4.8), 高谷川流域=(9, 7.7), 田麦川流域=(8, 5.3), 米山川流域=(5, 3), 小河川流域=(5, 3.6), 吉川流域=(9, 5.5), 米山寺川流域=(9, 4.8), 大出口川流域=(8, 4.5), 平等寺川流域=(5, 4.9)																																																																																																																									
	指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕																																																																																																																									
強風	平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s																																																																																																																									
風雪	平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う																																																																																																																									
大雪	降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																									
波浪	有義波高 2.5m																																																																																																																									
高潮	潮位 1.0m																																																																																																																									
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																									
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上, かつ, 日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上																																																																																																																									
濃霧	視程 陸上 100m 海上 500m																																																																																																																									
乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%																																																																																																																									
なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか, 日降水量20mm以上の降雨がある場合																																																																																																																									
低温	5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下																																																																																																																									
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下																																																																																																																									
着水・着雪	1. 著しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で, 並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合																																																																																																																									
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm																																																																																																																									
*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。																																																																																																																										
警報・注意報発表基準一覧表																																																																																																																										
府県予報区	新潟県																																																																																																																									
一次細分区域	上越																																																																																																																									
市町村等をまとめた地域	上越市																																																																																																																									
大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 16 土壌雨量指数基準 95																																																																																																																									
洪水	流域雨量指数基準 保倉川流域=25.5, 正善寺川流域=7.6, 大瀬川流域=5.9, 青田川流域=7.2, 権明川流域=8.9, 櫛池川流域=8.2, 矢代川流域=18, 別所川流域=11.1, 大熊川流域=8.5, 洪江川流域=6.5, 戸野目川流域=7.4, 湯川流域=11.9, 重川流域=5.1, 飯田川流域=13, 桑曾根川流域=8.4, 猿俣川流域=4.4, 高谷川流域=11, 小黒川流域=13.4, 細野川流域=6.2, 熊谷川流域=4.1, 田麦川流域=8.2, 朴ノ木川流域=5.7, 内川流域=7.2, 雁平川流域=8.8, 小黒川流域=4.6, 片貝川流域=7.1, 柿崎川流域=24.6, 桑取川流域=12, 名立川流域=12.6, 米山川流域=4.6, 小河川流域=4.6, 吉川流域=11.2, 米山寺川流域=6.1, 大出口川流域=5.7, 平等寺川流域=6.1, 入河沢川流域=4.9																																																																																																																									
	複合基準*1 関川流域=(8, 40.6), 保倉川流域=(8, 22.9), 戸野目川流域=(8, 6.6), 飯田川流域=(8, 11.7), 桑曾根川流域=(8, 8.2), 米山川流域=(8, 4.1), 吉川流域=(10, 10.7), 大出口川流域=(8, 5.1)																																																																																																																									
	指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕																																																																																																																									
暴風	平均風速 陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																									
暴風雪	平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う																																																																																																																									
大雪	降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm																																																																																																																									
波浪	有義波高 5.5m																																																																																																																									
高潮	潮位 1.4m																																																																																																																									
大雨	表面雨量指数基準 10 土壌雨量指数基準 56																																																																																																																									
洪水	流域雨量指数基準 保倉川流域=16.1, 正善寺川流域=6, 大瀬川流域=4.7, 青田川流域=5.8, 権明川流域=7.1, 櫛池川流域=6.5, 矢代川流域=14.4, 別所川流域=8.8, 大熊川流域=6.8, 洪江川流域=5.2, 戸野目川流域=5.9, 湯川流域=9.5, 重川流域=4, 飯田川流域=10, 桑曾根川流域=6.7, 猿俣川流域=3.5, 高谷川流域=8.8, 小黒川流域=10.7, 細野川流域=5, 熊谷川流域=3.3, 田麦川流域=6.6, 朴ノ木川流域=4.6, 内川流域=5.8, 雁平川流域=7, 小黒川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 柿崎川流域=19.7, 桑取川流域=9.6, 名立川流域=10, 米山川流域=3, 小河川流域=3.6, 吉川流域=8.9, 米山寺川流域=4.8, 大出口川流域=4.5, 平等寺川流域=4.9, 入河沢川流域=3.9																																																																																																																									
	複合基準*1 関川流域=(8, 28.8), 保倉川流域=(7, 16.1), 矢代川流域=(5, 8.1), 大熊川流域=(9, 6.8), 戸野目川流域=(5, 5.9), 湯川流域=(7, 8.8), 飯田川流域=(5, 9.8), 桑曾根川流域=(5, 4.8), 高谷川流域=(9, 7.7), 田麦川流域=(8, 5.3), 米山川流域=(5, 3), 小河川流域=(5, 3.6), 吉川流域=(9, 5.5), 米山寺川流域=(9, 4.8), 大出口川流域=(8, 4.5), 平等寺川流域=(5, 4.9)																																																																																																																									
	指定河川洪水予報による基準 関川〔高田〕																																																																																																																									
強風	平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s																																																																																																																									
風雪	平均風速 陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う																																																																																																																									
大雪	降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																									
波浪	有義波高 2.5m																																																																																																																									
高潮	潮位 1.0m																																																																																																																									
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																									
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上, かつ, 日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上																																																																																																																									
濃霧	視程 陸上 100m 海上 500m																																																																																																																									
乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%																																																																																																																									
なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか, 日降水量20mm以上の降雨がある場合																																																																																																																									
低温	5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下																																																																																																																									
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下																																																																																																																									
着水・着雪	1. 著しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で, 並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合																																																																																																																									
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm																																																																																																																									
*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。																																																																																																																										
<p>市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説 (略)</p>	<p>市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説 (略)</p>																																																																																																																									

修正前	修正後	修正理由
<p>(ウ) (略)</p> <p>② 気象情報</p> <p>ア <u>台風、大雨その他の災害に結びつくような激しい気象現象についての情報</u>  <u>気象等の予報に係のある台風、大雨その他の災害に結びつくような激しい気象現象について</u>  <u>の情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に</u>  <u>警戒や注意を呼びかけることを目的としたものと、特別警報・警報・注意報発表中にその内容を</u>  <u>補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。</u></p> <p>イ 土砂災害警戒情報</p> <p>(ア) <u>土砂災害警戒情報の発表</u>  <u>気象業務法第11条及び法第55条に基づき、作成・発表する。県と新潟地方気象台が</u>  <u>共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度</u>  <u>が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよ</u>  <u>う市町村ごとに発表する。</u></p> <p>(イ) <u>土砂災害警戒情報の伝達</u>  <u>土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市</u>  <u>へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。</u></p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>(ア) <u>記録的短時間大雨情報の発表</u>  <u>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（上越市では1時間雨</u>  <u>量100mm）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組</u>  <u>み合わせた分析）したときに</u> _____ <u>発表する。</u></p> <p>(イ) <u>記録的短時間大雨情報の伝達</u>  <u>記録的短時間大雨情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県</u>  <u>は市へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達系統図に準ずる。</u></p> <p>(ウ) <u>記録的短時間大雨情報で使用する観測所名称（※）及び地域名称</u>  <u>上越市高田（※）、上越市大潟（※）、上越市安塚（※）、上越市川谷（※）、上越市筒方（※）、</u>  <u>上越市柿崎区、上越市吉川区、上越市大島区、上越市浦川原区、上越市安塚区、上越市牧区、</u>  <u>上越大潟区、上越市頸城区、上越市三和区、上越市清里区、旧上越市東部、旧上越市西部、</u>  <u>上越市名立区、上越市板倉区、上越市中郷区</u></p> <p>エ 竜巻注意情報</p> <p>(ア) <u>竜巻注意情報の発表</u>  <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけ</u>  <u>る情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気</u>  <u>象状況になっている時に一次細分区域毎に発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合</u>  <u>には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそ</u></p>	<p>(ウ) (略)</p> <p>② 気象情報等</p> <p>ア <u>全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報</u>  <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・</u>  <u>警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u></p> <p>イ 土砂災害警戒情報</p> <p>_____ <u>新潟県と新潟地方気象台が共</u>  <u>同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高ま</u>  <u>った時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ご</u>  <u>とに発表する。</u>  <u>(削除)</u></p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>_____ <u>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（上越市では1時間雨量</u>  <u>100mm）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わ</u>  <u>せた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</u>  <u>(削除)</u></p> <p>_____ <u>(削除)</u></p> <p>エ 竜巻注意情報</p> <p>_____ <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけ</u>  <u>る情報で、府県予報区（上越、中越、下越、佐渡）単位で発表する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>県計画を踏まえた 修正（記載内容の 精査）</p> <p>県計画を踏まえた 修正（記載内容の 精査）</p> <p>県計画を踏まえた 修正（記載内容の 精査）</p> <p>県計画を踏まえた 修正（記載内容の 精査）</p> <p>県計画を踏まえた 修正（記載内容の 精査）</p> <p>県計画を踏まえた 修正（記載内容の 精査）</p> <p>県計画を踏まえた 修正（記載内容の 精査）</p> <p>県計画を踏まえた 修正（記載内容の 精査）</p> <p>機関意見を踏まえ た修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>れが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。注意すべき状況が続く場合再度発表する。</p> <p>(イ) 竜巻注意情報の伝達  <u>竜巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。</u></p> <p>オ 指定河川洪水予報  (7) 指定河川洪水予報の発表  河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。<u>流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を国は県に、県は水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</u></p> <p>(i) 指定河川洪水予報の伝達  <u>指定河川洪水予報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達系統図に準ずる。洪水予報河川と担当官署、指定河川洪水予報の警報・注意報の種類は、上越市水防計画に示す。</u></p> <p>③ 新潟地方気象台の業務  ア (略)  イ 船舶の利用に適合する予報及び警報  新潟地方気象台は、日本海中部海域（能登沖、佐渡沖、秋田沖、沿海州南部沖）の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する。<u>(海上風警報、海上濃霧警報等)</u>  地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）に通知するほか、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。  ウ (略)  ④～⑨ (略)  ⑩ 異常現象発見時における措置  ア～イ (略)</p> <p style="text-align: center;">気象警報等の伝達系統図</p>	<p>この情報の有効期間は、発表から1時間である。_____  _____  (削除)</p> <p>オ 指定河川洪水予報  _____  河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。_____  _____  _____  (削除)</p> <p>③ 新潟地方気象台の業務  ア (略)  イ 船舶の利用に適合する予報及び警報  新潟地方気象台は、日本海中部海域（能登沖、佐渡沖、秋田沖、沿海州南部沖）の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する。_____  地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）に通知するほか、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。  ウ (略)  ④～⑨ (略)  ⑩ 異常現象発見時における措置  ア～イ (略)</p> <p style="text-align: center;">気象警報等の伝達系統図</p>	<p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p> <p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p> <p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p> <p>機関意見を踏まえ修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>新潟地方気象台</p> <p>新潟県（危機対策課）</p> <p>気象情報等メール配信システム</p> <p>県地域機関 県内市町村</p> <p>陸上自衛隊（第30、第2普通科連隊） 航空自衛隊（新潟救難隊）※警報時のみ</p> <p>地域整備部 → 関係水防管理団体 ダム水門管理者</p> <p>東日本電信電話㈱ ※警報時のみ</p> <p>消防庁</p> <p>県内市町村 → 住民</p> <p>県警察本部（警備第二課） → 警察無線等一斉送信 → 隊警察署 → 交番・駐在所</p> <p>第九管区海上保安本部 → 新潟航空基地（無線） → 一般航行船舶</p> <p>新潟海上保安部 → 巡視船艇 → 在航船舶 → 海事関係 → 関係所属船舶</p> <p>国土交通省北陸地方整備局 → 各事務所、出張所</p> <p>国土交通省北陸信越運輸局</p> <p>陸上自衛隊第30普通科連隊</p> <p>東日本旅客鉄道㈱新潟支社</p> <p>報道機関</p> <p>東日本電信電話㈱新潟支店</p> <p>NHK新潟放送局</p> <p>二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。二重線の経路は、<u>特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</u></p> <p>(2) 火災気象通報</p>	<p>新潟地方気象台</p> <p>新潟県（危機対策課）</p> <p>気象情報等メール配信システム</p> <p>県地域機関 県内市町村</p> <p>陸上自衛隊（第30、第2普通科連隊） 航空自衛隊（新潟救難隊）※警報時のみ</p> <p>地域整備部 → 関係水防管理団体 ダム水門管理者</p> <p>東日本電信電話㈱ ※警報時のみ</p> <p>消防庁</p> <p>県内市町村 → 住民</p> <p>県警察本部（警備第二課） → 警察無線等一斉送信 → 隊警察署 → 交番・駐在所</p> <p>第九管区海上保安本部 → 新潟航空基地（無線） → 一般航行船舶</p> <p>新潟海上保安部 → 巡視船艇 → 在航船舶 → 海事関係 → 関係所属船舶</p> <p>国土交通省北陸地方整備局 → 各事務所、出張所</p> <p>国土交通省北陸信越運輸局</p> <p>陸上自衛隊第30普通科連隊</p> <p>東日本旅客鉄道㈱新潟支社</p> <p>報道機関</p> <p>東日本電信電話㈱新潟支店</p> <p>NHK新潟放送局</p> <p>二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。二重線の経路は、<u>気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</u></p> <p>(2) 火災気象通報</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、<u>避難行動要支援者</u>への<u>避難準備情報</u>等発表の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>2 設定水位の種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水防団待機水位 : 通常の水位から上昇し、消防団の出動準備の目安となる水位</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 氾濫注意水位 : 消防団の出動の目安となる水位</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 避難判断水位 : 市町村長の<u>避難準備情報発表</u>の判断目安 災害時要配慮者の避難の参考となる水位</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 氾濫危険水位 : 市町村長の避難勧告発令の判断目安 (<u>特別警戒水位</u>) 通常の水防行動が出来る方<u>の避難等の参考と</u>なる水位</li> </ul> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 市の業務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>避難に関する情報の発表</u></p> <p>ア 国・県が伝達する氾濫危険水位等の水防情報やダム放流量等の水防情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する<u>避難準備情報及び避難勧告等の発表</u>の時機を適時、的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。</p> <p>イ 洪水予報等が発表され、該当する河川の浸水想定区域内に主として防災上の配慮を要する者(高齢者、障害者、乳幼児等)が利用する施設がある場合は、直ちに当該施設に情報を伝達し、<u>避難準備情報</u>を<u>発表</u>するなど、それら施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 県の業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位周知河川</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 氾濫危険水位<u>を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を</u></p>	<p>新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、<u>高齢者等避難に時間を要する方</u>への<u>避難準備・高齢者等避難開始情報等発令</u>の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>2 設定水位の種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水防団待機水位 : 通常の水位から上昇し、消防団の出動準備の目安となる水位</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 氾濫注意水位 : 消防団の出動の目安となる水位 <u>(警戒水位)</u></li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 避難判断水位 : 市町村長の<u>避難準備・高齢者等避難開始情報発令</u>の判断目安 <u>避難に時間を要する人は避難を開始する参考となる水位</u></li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 氾濫危険水位 : 市町村長の避難勧告発令の判断目安 (<u>洪水特別警戒水位</u>) 通常の水防行動が出来る方<u>が避難を開始する参考と</u>なる水位</li> </ul> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 市の業務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>避難勧告等</u>の<u>発令</u></p> <p>ア 国・県が伝達する氾濫危険水位<u>(警戒水位)</u>等の水防情報やダム放流量等の水防情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する<u>避難勧告等の発令</u>の時機を適時、的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。</p> <p>イ 洪水予報等が発表され、該当する河川の浸水想定区域内に主として防災上の配慮を要する者(高齢者、障害者、乳幼児等)が利用する施設がある場合は、直ちに当該施設に情報を伝達し、<u>避難準備・高齢者等避難開始を発令</u>するなど、それら施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 県の業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位周知河川</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 氾濫危険水位<u>(洪水特別警戒水位)</u>を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を</p>	<p>名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(県水防計画及び避難勧告等に関するガイドラインと記載を統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(県水防計画と記載を統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) 高田河川国道事務所の業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位周知河川                      氾濫危険水位_____を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して県及び市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 水位の通報及び公表</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位:水防団待機水位を超え、災害の発生を警戒する水位)を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) 高田河川国道事務所の業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 水位周知河川                      氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して県及び市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 水位の通報及び公表</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位_____)</p> <p>を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>修正(県水防計画と記載を統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(県水防計画と記載を統一)</p>
<p><b>第5節 災害時の通信確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班(各総合事務所)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア 上越市防災行政無線_____の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><b>第5節 災害時の通信確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班(各総合事務所)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア 上越市防災行政無線(戸別受信機を含む。)の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>
<p><b>第6節 被災状況等の収集伝達</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班災害対策班(各総合事務所)</p> <p>1 計画の方針</p>	<p><b>第6節 被災状況等の収集伝達</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班災害対策班(各総合事務所)</p> <p>1 計画の方針</p>	



修正前	修正後	修正理由																																
<p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及びヘリコプターによる画像撮影等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、国土交通省北陸地方整備局 _____ に対し被災状況の調査を要請 _____ する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及びヘリコプターによる画像撮影等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>																																
<p><b>第7節 災害時の放送</b></p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="213 1381 943 1747"> <thead> <tr> <th>局名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会新潟放送局</td> <td>放送部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟放送</td> <td>報道担当部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟総合テレビ</td> <td>報道制作部長</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ新潟放送網</td> <td>報道部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟テレビ21</td> <td>報道グループ長</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエムラジオ新潟</td> <td>放送営業部次長</td> </tr> <tr> <td>新潟県民エフエム放送(株)</td> <td>編成制作部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他緊急を要する情報の提供</p> <p>市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ル</p>	局名	情報受信責任者	日本放送協会新潟放送局	放送部長	(株)新潟放送	報道担当部長	(株)新潟総合テレビ	報道制作部長	(株)テレビ新潟放送網	報道部長	(株)新潟テレビ21	報道グループ長	(株)エフエムラジオ新潟	放送営業部次長	新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長	<p><b>第7節 災害時の放送</b></p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1460 1381 2190 1747"> <thead> <tr> <th>局名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会新潟放送局</td> <td>放送部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟放送</td> <td>報道担当部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟総合テレビ</td> <td>報道制作部長</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ新潟放送網</td> <td>報道部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟テレビ21</td> <td>報道グループ長</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエムラジオ新潟</td> <td>放送事業本部副本部長</td> </tr> <tr> <td>新潟県民エフエム放送(株)</td> <td>編成制作部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他緊急を要する情報の提供</p> <p>市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ル</p>	局名	情報受信責任者	日本放送協会新潟放送局	放送部長	(株)新潟放送	報道担当部長	(株)新潟総合テレビ	報道制作部長	(株)テレビ新潟放送網	報道部長	(株)新潟テレビ21	報道グループ長	(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長	新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長	<p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の</p>
局名	情報受信責任者																																	
日本放送協会新潟放送局	放送部長																																	
(株)新潟放送	報道担当部長																																	
(株)新潟総合テレビ	報道制作部長																																	
(株)テレビ新潟放送網	報道部長																																	
(株)新潟テレビ21	報道グループ長																																	
(株)エフエムラジオ新潟	放送営業部次長																																	
新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長																																	
局名	情報受信責任者																																	
日本放送協会新潟放送局	放送部長																																	
(株)新潟放送	報道担当部長																																	
(株)新潟総合テレビ	報道制作部長																																	
(株)テレビ新潟放送網	報道部長																																	
(株)新潟テレビ21	報道グループ長																																	
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長																																	
新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長																																	

修正前	修正後	修正理由
<p>ート及び手段による。 同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難勧告、避難指示_____の発表及び解除並びにこれに準じて行う避難準備情報_____の発表及び解除とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害に関する警報等の周知</li> <li>↓</li> <li>■ 緊急警報放送</li> <li>↓</li> <li>■ 避難準備情報_____・避難勧告・避難指示_____</li> <li>↓</li> <li>■ 災害関連番組の編成</li> </ul> <p><b>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難準備情報_____・避難勧告・避難指示_____</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>ート及び手段による。 同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び解除並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害に関する警報等の周知</li> <li>↓</li> <li>■ 緊急警報放送</li> <li>↓</li> <li>■ 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）_____</li> <li>↓</li> <li>■ 災害関連番組の編成</li> </ul> <p><b>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）_____</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第8節 広報・広聴活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 新潟地方気象台の責務</p> <p>災害発生が予想されるとき、又は二次災害が発生する危険性がある場合は、的確な防災対策が講じられるよう、気象予報、注意報、警報等を伝達する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 広報・広聴活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 新潟地方気象台の責務</p> <p>災害発生が予想されるとき、又は二次災害が発生する危険性がある場合は、的確な防災対策が講じられるよう、気象予報、注意報、警報等を伝達する。</p> <p>災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。</p> <p>_____</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査)</p>

修正前	修正後	修正理由																
<p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 災害の発生が予想されるとき、又は、災害発生後の各段階における広報活動は、次の事項を重点として行う。</p> <p>(1) 災害発生の可能性がある場合の広報</p> <table border="1" data-bbox="166 663 1344 1190"> <tr> <td>新潟地方気象台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟地方気象台 高田河川国道事務所 県、市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、<u>避難に関する情報（準備・勧告・指示）</u>を広報車、災害状況共有システム（Lアラート）及び防災行政無線_____等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> <li>緊急速報メール等により、市民及び旅行者等に<u>避難情報（準備・勧告・指示）</u>を伝達する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	新潟地方気象台	(略)	新潟地方気象台 高田河川国道事務所 県、市	(略)	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、<u>避難に関する情報（準備・勧告・指示）</u>を広報車、災害状況共有システム（Lアラート）及び防災行政無線_____等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> <li>緊急速報メール等により、市民及び旅行者等に<u>避難情報（準備・勧告・指示）</u>を伝達する。</li> </ul>	報道機関	(略)	<p>(3)～(4) (略) 要配慮者に対する配慮</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 災害の発生が予想されるとき、又は、災害発生後の各段階における広報活動は、次の事項を重点として行う。</p> <p>(1) 災害発生の可能性がある場合の広報</p> <table border="1" data-bbox="1412 663 2591 1190"> <tr> <td>新潟地方気象台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟地方気象台 高田河川国道事務所 県、市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、<u>避難情報</u>_____を広報車、災害状況共有システム（Lアラート）及び防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> <li>緊急速報メール等により、市民及び旅行者等に<u>避難情報</u>_____を伝達する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	新潟地方気象台	(略)	新潟地方気象台 高田河川国道事務所 県、市	(略)	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、<u>避難情報</u>_____を広報車、災害状況共有システム（Lアラート）及び防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> <li>緊急速報メール等により、市民及び旅行者等に<u>避難情報</u>_____を伝達する。</li> </ul>	報道機関	(略)	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
新潟地方気象台	(略)																	
新潟地方気象台 高田河川国道事務所 県、市	(略)																	
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、<u>避難に関する情報（準備・勧告・指示）</u>を広報車、災害状況共有システム（Lアラート）及び防災行政無線_____等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> <li>緊急速報メール等により、市民及び旅行者等に<u>避難情報（準備・勧告・指示）</u>を伝達する。</li> </ul>																	
報道機関	(略)																	
新潟地方気象台	(略)																	
新潟地方気象台 高田河川国道事務所 県、市	(略)																	
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、<u>避難情報</u>_____を広報車、災害状況共有システム（Lアラート）及び防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> <li>緊急速報メール等により、市民及び旅行者等に<u>避難情報</u>_____を伝達する。</li> </ul>																	
報道機関	(略)																	
<p><b>第9節 市民等の避難</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、<u>避難に関する情報</u>の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務 ア (略)</p>	<p><b>第9節 市民等の避難</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、<u>避難情報</u>_____の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務 ア (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（他箇所との整合）</p>																

修正前	修正後	修正理由																								
<p>イ 市が発表する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。 避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、<u>近隣の緊急的な避難場所</u>への移動又は<u>屋内での待避</u>を行う。</p> <table border="1" data-bbox="243 441 1279 831"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>(略)</td> <td>① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市長は、河川水位、降雨量等を考慮し、避難基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難に関する情報(準備情報、勧告、指示)を発表する。なお、各総合事務所区域内の災害における避難準備情報の発表については、総合事務所長が発表することができるものとし、この場合、発表後直ちに市長に報告する。</p> <p>ウ 避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。</p> <p>エ 浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、洪水予報及び避難に関する情報をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p> <p>オ 土砂災害警戒情報が発表された場合で必要があると認めるときは、対象区域内の住民及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し土砂災害警戒情報及び避難に関する情報をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p> <p>カ 避難に関する情報の伝達はあらかじめ定めた方法により、防災情報共有システム(Lアラート)の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、FAX、電子メール、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等、多様な手段を併用して、迅速・確実に行う。</p> <p>キ～ク (略)</p>	区分	発表時の状況等	求める行動	避難準備情報	(略)	(略)	避難勧告	(略)	(略)	避難指示	(略)	① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)	<p>イ 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。 避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1486 441 2522 831"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>(略)</td> <td>① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市長は、河川水位、降雨量等を考慮し、避難基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難勧告等を発令する。なお、各総合事務所区域内の災害における避難勧告等の発令については、総合事務所長が発表することができるものとし、この場合、発表後直ちに市長に報告する。</p> <p>ウ 避難勧告等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。</p> <p>エ 浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、洪水予報及び避難勧告等をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p> <p>オ 土砂災害警戒情報が発表された場合で必要があると認めるときは、対象区域内の住民及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し土砂災害警戒情報及び避難勧告等をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p> <p>カ 避難勧告等の伝達はあらかじめ定めた方法により、防災情報共有システム(Lアラート)の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、FAX、電子メール、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等、多様な手段を併用して、迅速・確実に行う。</p> <p>キ～ク (略)</p>	区分	発表時の状況等	求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)	避難勧告	(略)	(略)	避難指示(緊急)	(略)	① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映、避難情報の名称変更)ほか</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p>
区分	発表時の状況等	求める行動																								
避難準備情報	(略)	(略)																								
避難勧告	(略)	(略)																								
避難指示	(略)	① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)																								
区分	発表時の状況等	求める行動																								
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)																								
避難勧告	(略)	(略)																								
避難指示(緊急)	(略)	① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)																								

修正前	修正後	修正理由
<p>ケ <u>避難に関する情報を発表</u>した場合は、直ちに指定避難所等を開設することとし、<u>避難に関する情報発表前に住民が自主的に避難</u>した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。</p> <p>コ <u>避難に関する情報を発表</u>した場合は、<u>発表時刻</u>、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。</p> <p>サ (略)</p> <p>④ 県の責務</p> <p>ア 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を、市町村に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、<u>避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言をする。</u></p> <p>イ 市が発表した<u>避難に関する情報の発表状況及び被害状況等</u>を集約し消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ その他防災関係機関等の責務</p> <p>指定行政機関の長又は指定地方行政機関は、市から<u>避難指示等の安全確保措置を指示しようとする</u>場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>適切な避難勧告、<u>指示</u>の実施及び避難誘導等により、人的被害の発生を防止する。</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、<u>避難準備情報発表時には</u>一般の住民よりも早く車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に<u>避難に関する情報等</u>を伝達するよう留意する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 避難に関する情報の発表基準</b></p> <p>(1) 河川における避難準備情報、<u>勧告・指示</u>の発表に関する情報の発表基準の概要は、次のとおりとする。なお、河川ごとの具体的な発表基準については、災害対応マニュアルで定める。</p> <p>① 避難準備情報</p> <p>発表の基準は、避難勧告等の基準を基に避難行動要支援者が避難に要する時間が確保できる段階において行う。</p>	<p>ケ <u>避難勧告等</u>を発令した場合は、直ちに指定避難所等を開設することとし、<u>避難勧告等発令前</u>に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。</p> <p>コ <u>避難勧告等</u>を発令した場合は、<u>発令時刻</u>、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。</p> <p>サ (略)</p> <p>④ 県の責務</p> <p>ア 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を、市町村に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言をする<u>とともに、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。</u></p> <p>イ 市が発表した<u>避難勧告等</u>の発令状況及び被害状況等を集約し消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ その他防災関係機関等の責務</p> <p>指定行政機関の長又は指定地方行政機関は、市から<u>避難勧告等の安全確保措置を指示しようとする</u>場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>適切な避難勧告、<u>避難指示(緊急)</u>の実施及び避難誘導等により、人的被害の発生を防止する。</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等により、</u>一般の住民よりも早く車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に<u>避難勧告等</u>を伝達するよう留意する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 避難勧告等の発令基準</b></p> <p>(1) 河川における避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、<u>勧告・指示(緊急)</u>の避難勧告等の発令基準の概要は、次のとおりとする。なお、河川ごとの具体的な発令基準については、災害対応マニュアルで定める。</p> <p>① 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>発令の基準は、避難勧告等の基準を基に避難行動要支援者が避難に要する時間が確保できる段階において行う。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																												
<p>② 避難勧告・指示_____</p> <p>ア 市長が特に必要と認めたときのほか、避難勧告等の<u>発表基準</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="172 394 1308 894"> <thead> <tr> <th>河川の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①小河川・用排水路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②水位情報周知河川以外の中小河川</td> <td>緊急度に応じて、避難勧告・指示_____を発表する。 ①～② (略)</td> </tr> <tr> <td>③洪水予報河川 水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川</td> <td>緊急度に応じて、避難勧告・指示_____を発表する。 ① (略) ② 各河川の指定水位観測所において、水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況、その他以下の条件を考慮して判断する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川の種類	発表基準	①小河川・用排水路	(略)	②水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、避難勧告・指示_____を発表する。 ①～② (略)	③洪水予報河川 水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、避難勧告・指示_____を発表する。 ① (略) ② 各河川の指定水位観測所において、水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況、その他以下の条件を考慮して判断する。 (略)	<p>② 避難勧告・指示(緊急)_____</p> <p>ア 市長が特に必要と認めたときのほか、避難勧告等の<u>発令基準</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1418 394 2555 894"> <thead> <tr> <th>河川の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①小河川・用排水路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②水位情報周知河川以外の中小河川</td> <td>緊急度に応じて、避難勧告・指示(緊急)_____を発表する。 ①～② (略)</td> </tr> <tr> <td>③洪水予報河川 水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川</td> <td>緊急度に応じて、避難勧告・指示(緊急)_____を発表する。 ① (略) ② 各河川の指定水位観測所において、水位が避難判断水位_____に達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況、その他以下の条件を考慮して判断する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川の種類	発令基準	①小河川・用排水路	(略)	②水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、避難勧告・指示(緊急)_____を発表する。 ①～② (略)	③洪水予報河川 水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、避難勧告・指示(緊急)_____を発表する。 ① (略) ② 各河川の指定水位観測所において、水位が避難判断水位_____に達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況、その他以下の条件を考慮して判断する。 (略)																																																																																																																													
河川の種類	発表基準																																																																																																																																													
①小河川・用排水路	(略)																																																																																																																																													
②水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、避難勧告・指示_____を発表する。 ①～② (略)																																																																																																																																													
③洪水予報河川 水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、避難勧告・指示_____を発表する。 ① (略) ② 各河川の指定水位観測所において、水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況、その他以下の条件を考慮して判断する。 (略)																																																																																																																																													
河川の種類	発令基準																																																																																																																																													
①小河川・用排水路	(略)																																																																																																																																													
②水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、避難勧告・指示(緊急)_____を発表する。 ①～② (略)																																																																																																																																													
③洪水予報河川 水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、避難勧告・指示(緊急)_____を発表する。 ① (略) ② 各河川の指定水位観測所において、水位が避難判断水位_____に達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況、その他以下の条件を考慮して判断する。 (略)																																																																																																																																													
<p>イ 上越市内の水防警報の対象となる水位観測所(※水位の____は零点表示、下線なしは標高表示)</p> <table border="1" data-bbox="172 1031 1308 1629"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地名</th> <th>水防団待機水位 通報水位</th> <th>はん濫注意水位 警戒水位</th> <th>避難判断水位 特別警戒水位</th> <th>はん濫危険水位 危険水位</th> <th>堤防高</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関川</td> <td>高田</td> <td>北城町1</td> <td>3.18</td> <td>3.78</td> <td>5.05</td> <td><u>6.05</u></td> <td>8.18</td> <td>高田河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>二子島</td> <td>妙高市西條</td> <td>49.44</td> <td>50.26</td> <td>51.31</td> <td>51.95</td> <td>53.05</td> <td>上越地域振興局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保倉川</td> <td>遊水池外水位</td> <td>田沢</td> <td><u>5.63</u></td> <td><u>6.96</u></td> <td><u>8.15</u></td> <td><u>9.18</u></td> <td><u>9.83</u></td> <td>上越地域振興局</td> </tr> <tr> <td>顕聖寺</td> <td>浦川原区有島</td> <td><u>26.05</u></td> <td><u>26.90</u></td> <td><u>27.06</u></td> <td><u>27.48</u></td> <td><u>27.81</u></td> <td>上越地域振興局 上越東維持管理事務所</td> </tr> <tr> <td>矢代川</td> <td>石沢</td> <td>石沢</td> <td>14.05</td> <td>15.05</td> <td><u>15.55</u></td> <td><u>16.25</u></td> <td>18.31</td> <td>上越地域振興局</td> </tr> <tr> <td>正善寺川</td> <td>藤新田</td> <td>藤新田 字上川原</td> <td>7.95</td> <td>8.75</td> <td>9.05</td> <td>9.57</td> <td>11.91</td> <td>上越地域振興局</td> </tr> <tr> <td>柿崎川</td> <td>角取</td> <td>柿崎区落合字大浦</td> <td>2.95</td> <td>3.60</td> <td>3.91</td> <td><u>4.48</u></td> <td>7.54</td> <td>上越地域振興局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 土砂災害における避難準備情報____、____勧告・指示_____</p> <p>市民等から土砂災害発生の前兆現象等に関する通報、又は県から土砂災害警戒情報とその補足情報や土砂災害緊急情報の発表があった場合、警戒巡視の結果を考慮し、<u>避難に関する情報を発表</u>する。</p> <p>市長が特に必要と認めたときのほか、避難勧告等の<u>発表基準</u>は、次のとおりとする。</p>	河川名	観測所名	地名	水防団待機水位 通報水位	はん濫注意水位 警戒水位	避難判断水位 特別警戒水位	はん濫危険水位 危険水位	堤防高	所管	関川	高田	北城町1	3.18	3.78	5.05	<u>6.05</u>	8.18	高田河川国道事務所	二子島	妙高市西條	49.44	50.26	51.31	51.95	53.05	上越地域振興局	保倉川	遊水池外水位	田沢	<u>5.63</u>	<u>6.96</u>	<u>8.15</u>	<u>9.18</u>	<u>9.83</u>	上越地域振興局	顕聖寺	浦川原区有島	<u>26.05</u>	<u>26.90</u>	<u>27.06</u>	<u>27.48</u>	<u>27.81</u>	上越地域振興局 上越東維持管理事務所	矢代川	石沢	石沢	14.05	15.05	<u>15.55</u>	<u>16.25</u>	18.31	上越地域振興局	正善寺川	藤新田	藤新田 字上川原	7.95	8.75	9.05	9.57	11.91	上越地域振興局	柿崎川	角取	柿崎区落合字大浦	2.95	3.60	3.91	<u>4.48</u>	7.54	上越地域振興局	<p>イ 上越市内の水防警報の対象となる水位観測所(※水位の____は零点表示、下線なしは標高表示)</p> <table border="1" data-bbox="1418 1031 2555 1629"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地名</th> <th>水防団待機水位 通報水位</th> <th>氾濫注意水位 警戒水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位 洪水特別警戒水位</th> <th>堤防高</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関川</td> <td>高田</td> <td>北城町1</td> <td><u>3.18</u></td> <td><u>3.78</u></td> <td><u>5.05</u></td> <td><u>5.80</u></td> <td><u>8.49</u></td> <td>高田河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>二子島</td> <td>妙高市西條</td> <td>49.44</td> <td>50.26</td> <td>51.31</td> <td>51.95</td> <td>53.05</td> <td>上越地域振興局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保倉川</td> <td>顕聖寺</td> <td>浦川原区有島</td> <td><u>26.05</u></td> <td><u>26.90</u></td> <td><u>27.06</u></td> <td><u>27.48</u></td> <td><u>28.24</u></td> <td>上越地域振興局 上越東維持管理事務所</td> </tr> <tr> <td>遊水池外水位</td> <td>田沢新田</td> <td><u>5.63</u></td> <td><u>6.96</u></td> <td><u>7.75</u></td> <td><u>8.38</u></td> <td><u>9.95</u></td> <td>上越地域振興局</td> </tr> <tr> <td>矢代川</td> <td>石沢</td> <td>石沢</td> <td>14.05</td> <td>15.05</td> <td><u>15.52</u></td> <td><u>16.37</u></td> <td>18.31</td> <td>上越地域振興局</td> </tr> <tr> <td>正善寺川</td> <td>藤新田</td> <td>藤新田</td> <td>7.95</td> <td>8.75</td> <td>9.05</td> <td>9.57</td> <td>11.91</td> <td>上越地域振興局</td> </tr> <tr> <td>柿崎川</td> <td>角取</td> <td>柿崎区落合</td> <td>2.95</td> <td>3.60</td> <td>3.91</td> <td><u>4.21</u></td> <td>7.54</td> <td>上越地域振興局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 土砂災害における避難準備・高齢者等避難開始、<u>避難勧告、指示(緊急)</u>_____</p> <p>市民等から土砂災害発生の前兆現象等に関する通報、又は県から土砂災害警戒情報とその補足情報や土砂災害緊急情報の発表があった場合、警戒巡視の結果を考慮し、<u>避難勧告等_____を発令</u>する。</p> <p>市長が特に必要と認めたときのほか、避難勧告等の<u>発令基準</u>は、次のとおりとする。</p>	河川名	観測所名	地名	水防団待機水位 通報水位	氾濫注意水位 警戒水位	避難判断水位	氾濫危険水位 洪水特別警戒水位	堤防高	所管	関川	高田	北城町1	<u>3.18</u>	<u>3.78</u>	<u>5.05</u>	<u>5.80</u>	<u>8.49</u>	高田河川国道事務所	二子島	妙高市西條	49.44	50.26	51.31	51.95	53.05	上越地域振興局	保倉川	顕聖寺	浦川原区有島	<u>26.05</u>	<u>26.90</u>	<u>27.06</u>	<u>27.48</u>	<u>28.24</u>	上越地域振興局 上越東維持管理事務所	遊水池外水位	田沢新田	<u>5.63</u>	<u>6.96</u>	<u>7.75</u>	<u>8.38</u>	<u>9.95</u>	上越地域振興局	矢代川	石沢	石沢	14.05	15.05	<u>15.52</u>	<u>16.37</u>	18.31	上越地域振興局	正善寺川	藤新田	藤新田	7.95	8.75	9.05	9.57	11.91	上越地域振興局	柿崎川	角取	柿崎区落合	2.95	3.60	3.91	<u>4.21</u>	7.54	上越地域振興局	<p>時点修正</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p>
河川名	観測所名	地名	水防団待機水位 通報水位	はん濫注意水位 警戒水位	避難判断水位 特別警戒水位	はん濫危険水位 危険水位	堤防高	所管																																																																																																																																						
関川	高田	北城町1	3.18	3.78	5.05	<u>6.05</u>	8.18	高田河川国道事務所																																																																																																																																						
	二子島	妙高市西條	49.44	50.26	51.31	51.95	53.05	上越地域振興局																																																																																																																																						
保倉川	遊水池外水位	田沢	<u>5.63</u>	<u>6.96</u>	<u>8.15</u>	<u>9.18</u>	<u>9.83</u>	上越地域振興局																																																																																																																																						
	顕聖寺	浦川原区有島	<u>26.05</u>	<u>26.90</u>	<u>27.06</u>	<u>27.48</u>	<u>27.81</u>	上越地域振興局 上越東維持管理事務所																																																																																																																																						
矢代川	石沢	石沢	14.05	15.05	<u>15.55</u>	<u>16.25</u>	18.31	上越地域振興局																																																																																																																																						
正善寺川	藤新田	藤新田 字上川原	7.95	8.75	9.05	9.57	11.91	上越地域振興局																																																																																																																																						
柿崎川	角取	柿崎区落合字大浦	2.95	3.60	3.91	<u>4.48</u>	7.54	上越地域振興局																																																																																																																																						
河川名	観測所名	地名	水防団待機水位 通報水位	氾濫注意水位 警戒水位	避難判断水位	氾濫危険水位 洪水特別警戒水位	堤防高	所管																																																																																																																																						
関川	高田	北城町1	<u>3.18</u>	<u>3.78</u>	<u>5.05</u>	<u>5.80</u>	<u>8.49</u>	高田河川国道事務所																																																																																																																																						
	二子島	妙高市西條	49.44	50.26	51.31	51.95	53.05	上越地域振興局																																																																																																																																						
保倉川	顕聖寺	浦川原区有島	<u>26.05</u>	<u>26.90</u>	<u>27.06</u>	<u>27.48</u>	<u>28.24</u>	上越地域振興局 上越東維持管理事務所																																																																																																																																						
	遊水池外水位	田沢新田	<u>5.63</u>	<u>6.96</u>	<u>7.75</u>	<u>8.38</u>	<u>9.95</u>	上越地域振興局																																																																																																																																						
矢代川	石沢	石沢	14.05	15.05	<u>15.52</u>	<u>16.37</u>	18.31	上越地域振興局																																																																																																																																						
正善寺川	藤新田	藤新田	7.95	8.75	9.05	9.57	11.91	上越地域振興局																																																																																																																																						
柿崎川	角取	柿崎区落合	2.95	3.60	3.91	<u>4.21</u>	7.54	上越地域振興局																																																																																																																																						

修正前		修正後		修正理由
情報の種類	発表基準	情報の種類	発令基準	
避難準備情報	(略)	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
避難勧告	(略)	避難勧告	(略)	
避難指示	(略)	避難指示（緊急）	(略)	
<p>(3) その他の災害等における勧告・指示</p> <p>高潮、暴風及び竜巻等突発的な自然災害並びに市街地における大規模な火災等が発生し、必要があると認めるときは、当該地域の市民等に対し避難勧告を発表し、また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示をを發表し適切な避難誘導を行う。</p>		<p>(3) その他の災害等における勧告・指示（緊急）</p> <p>高潮、暴風及び竜巻等突発的な自然災害並びに市街地における大規模な火災等が発生し、必要があると認めるときは、当該地域の市民等に対し避難勧告を発表し、また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示（緊急）を發表し適切な避難誘導を行う。</p>		県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
<p><b>3 業務の体系</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民等の自主避難に対する対応</li> <li>↓</li> <li>■ 避難に関する情報の発表、伝達</li> <li>↓</li> <li>■ 避難誘導</li> </ul>		<p><b>3 業務の体系</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民等の自主避難に対する対応</li> <li>↓</li> <li>■ 避難勧告等の発令、伝達</li> <li>↓</li> <li>■ 避難誘導</li> </ul>		県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
<p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1) 市民等の自主避難に対する対応</p> <p>避難に関する情報発表前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。</p> <p>(2) 避難に関する情報の発表、伝達</p> <p>① 災害の発生又はそのおそれがある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難に関する情報を発表するとともに、指定避難所を開設する。</p> <p>② 避難に関する情報の発表は、状況に応じて次の事項を明示して行う。ただし、屋内での待避等の安全確保措置については、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに発表する。防災行政無線、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>・避難対象地域    ・避難先    ・避難経路    ・避難の理由    ・避難時の注意事項</p> </div> <p>③ (略)</p> <p>④ 避難に関する情報を発表した場合は、発表時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要</p>		<p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1) 市民等の自主避難に対する対応</p> <p>避難勧告等発令前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。</p> <p>(2) 避難勧告等の発令、伝達</p> <p>① 災害の発生又はそのおそれがある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難勧告等を発令するとともに、指定避難所を開設する。</p> <p>② 避難勧告等の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行う。ただし、屋内での待避等の安全確保措置については、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに発表する。防災行政無線、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>・避難対象地域    ・避難先    ・避難経路    ・避難の理由    ・避難時の注意事項</p> </div> <p>③ (略)</p> <p>④ 避難勧告等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要</p>		県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）

修正前	修正後	修正理由																																																																				
<p>となった理由等を、直ちに県に報告する。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>5 避難に関する情報の発表</b></p> <p>(1) 避難に関する情報の実施者</p> <table border="1" data-bbox="192 531 1344 1308"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施者</th> <th>発表の基準</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備情報</td> <td>市長 区総合事務所長</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発表時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勧告</td> <td>市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">指示</td> <td>市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた自衛官</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた吏員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	区分	実施者	発表の基準	根拠法令	準備情報	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発表時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	(略)	勧告	市長	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	指示	市長	(略)	(略)	警察官	(略)	(略)	災害派遣を命ぜられた自衛官	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	知事又はその命を受けた吏員	(略)	(略)	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	(略)	(略)	<p>となった理由等を、直ちに県に報告する。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>5 避難勧告等の発令</b></p> <p>(1) 避難勧告等の実施者</p> <table border="1" data-bbox="1439 531 2591 1308"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施者</th> <th>発令の基準</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報・高齢者等避難開始</td> <td>市長 区総合事務所長</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勧告</td> <td>市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">指示(緊急)</td> <td>市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた自衛官</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた吏員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	区分	実施者	発令の基準	根拠法令	避難準備情報・高齢者等避難開始	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	(略)	勧告	市長	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	指示(緊急)	市長	(略)	(略)	警察官	(略)	(略)	災害派遣を命ぜられた自衛官	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	知事又はその命を受けた吏員	(略)	(略)	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	(略)	(略)	<p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p>
区分	実施者	発表の基準	根拠法令																																																																			
準備情報	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発表時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	(略)																																																																			
勧告	市長	(略)	(略)																																																																			
	知事	(略)	(略)																																																																			
指示	市長	(略)	(略)																																																																			
	警察官	(略)	(略)																																																																			
	災害派遣を命ぜられた自衛官	(略)	(略)																																																																			
	知事	(略)	(略)																																																																			
	知事又はその命を受けた吏員	(略)	(略)																																																																			
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	(略)	(略)																																																																			
区分	実施者	発令の基準	根拠法令																																																																			
避難準備情報・高齢者等避難開始	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	(略)																																																																			
勧告	市長	(略)	(略)																																																																			
	知事	(略)	(略)																																																																			
指示(緊急)	市長	(略)	(略)																																																																			
	警察官	(略)	(略)																																																																			
	災害派遣を命ぜられた自衛官	(略)	(略)																																																																			
	知事	(略)	(略)																																																																			
	知事又はその命を受けた吏員	(略)	(略)																																																																			
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	(略)	(略)																																																																			
<p><b>第10節 要配慮者の応急対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 県の責務</p>	<p><b>第10節 要配慮者の応急対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 県の責務</p>	<p>県計画を踏まえた</p>																																																																				



修正前	修正後	修正理由
<p>県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員_____等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p> <p>また、市が行う外国人、視聴覚障害者等の情報弱者への情報提供を支援する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策</p> <p>市は、防災関係機関と連携し次に示す対応にあたる。</p> <p>① 避難準備情報_____の伝達</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、<u>災害福祉支援チーム</u>等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p> <p>また、市が行う外国人、視聴覚障害者等の情報弱者への情報提供を支援する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策</p> <p>市は、防災関係機関と連携し次に示す対応にあたる。</p> <p>① 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>の伝達</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>修正（県の協定締結に伴う修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第11節 避難所の運営</b></p> <p style="text-align: center;">担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難に関する情報（準備・勧告・指示）発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の入居先が確保できた段階で閉鎖する。</p> <p>指定避難所の開設は地域住民等の協力を得て行う。開設に当たっては、市が作成する避難所開設・運営マニュアルに基づき、迅速で確実にを行うとともに、運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いやプライバシーの確保に十分に配慮する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>① 一般的事項</p> <p>ア～サ (略)</p> <p><u>シ (追加)</u></p> <p>② 男女共同参画の視点に立った避難所運営</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11節 避難所の運営</b></p> <p style="text-align: center;">担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害の場合の指定避難所は、当該地域への<u>避難勧告等発令</u>後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の入居先が確保できた段階で閉鎖する。</p> <p>指定避難所の開設は地域住民等の協力を得て行う。開設に当たっては、市が作成する避難所開設・運営マニュアルに基づき、迅速で確実にを行うとともに、運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いやプライバシーの確保に十分に配慮する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>① 一般的事項</p> <p>ア～サ (略)</p> <p><u>シ 巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性を確保する。</u></p> <p>② 男女共同参画の視点に立った避難所運営</p>	<p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（記載位置の</p>

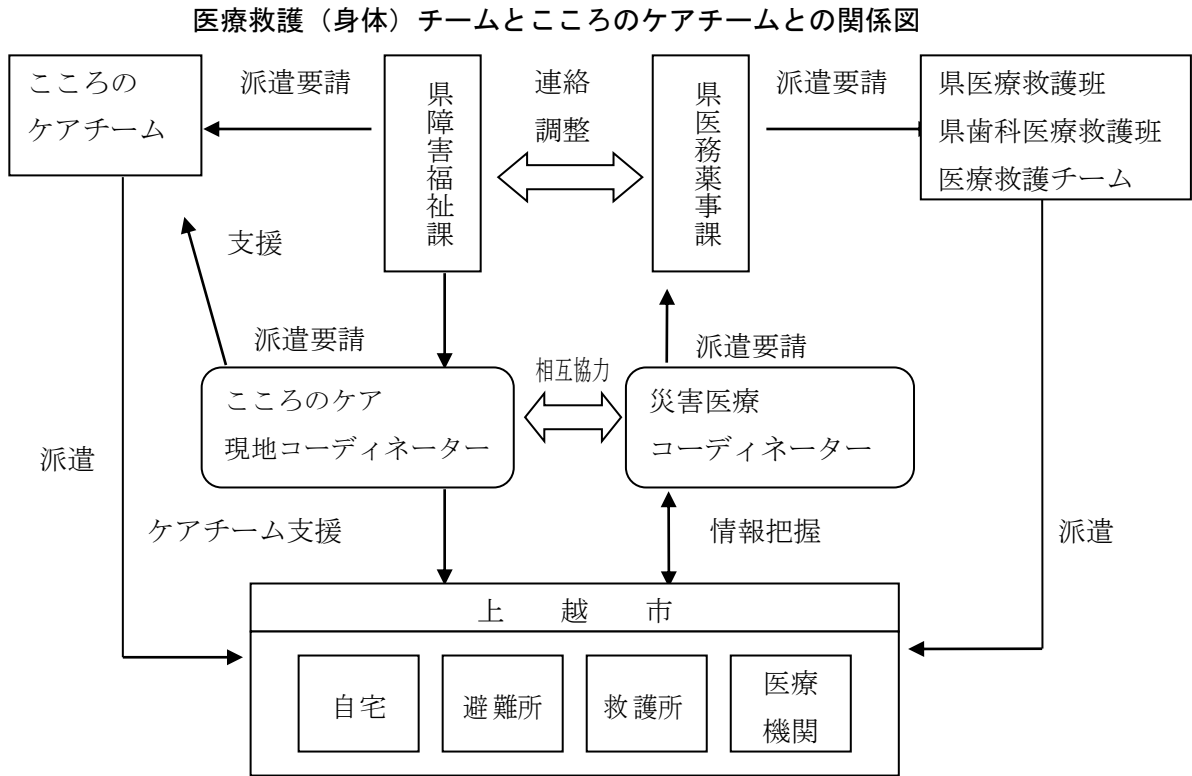
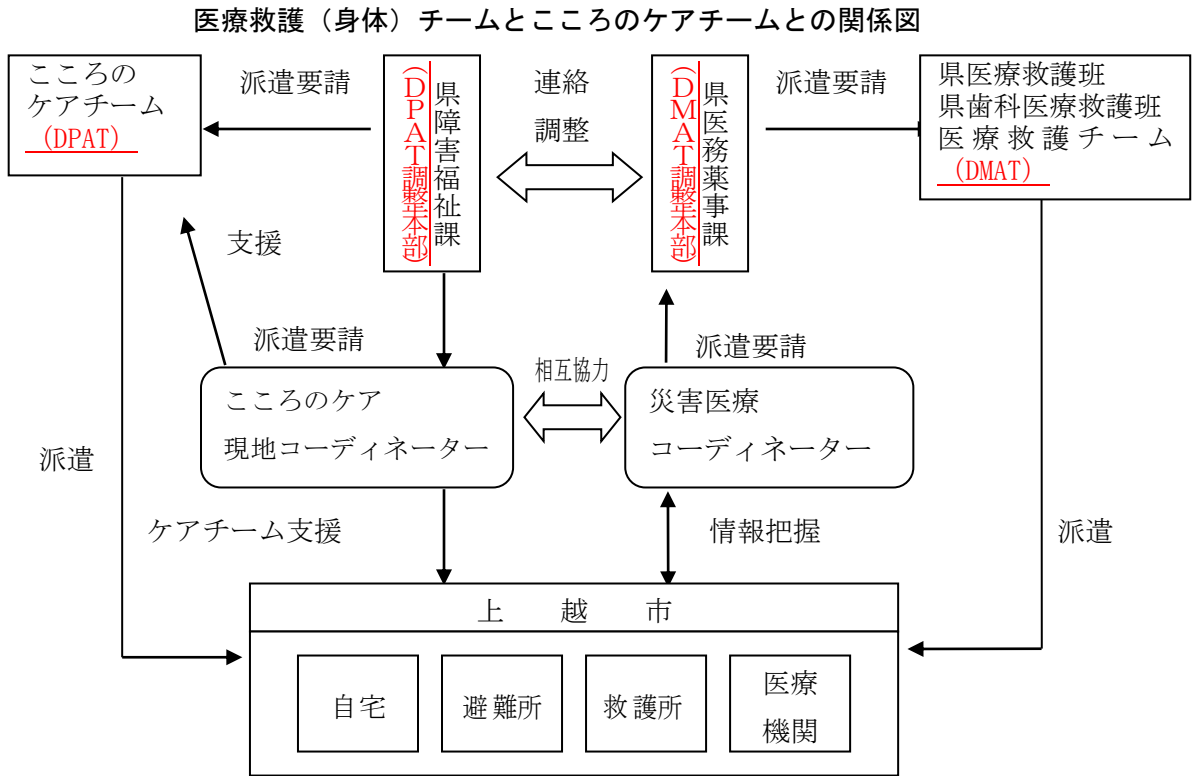
修正前	修正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。特に男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 福祉避難所の設置・運営</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市による対応で施設等が不足する場合には、県内関係機関と調整する。また、施設への緊急入所を必要としない程度の要介護高齢者、障害者等については、<u>県旅館組合</u>との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。特に男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による<u>配布</u>など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 福祉避難所の設置・運営</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市による対応で施設等が不足する場合には、県内関係機関と調整する。また、施設への緊急入所を必要としない程度の要介護高齢者、障害者等については、<u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u>との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言修正、記載位置の変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(災害時支援協定締結の反映)</p>
<p><b>第12節 (略)</b></p>	<p><b>第12節 (略)</b></p>	
<p><b>第13節 入浴対策</b></p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、<u>入浴サービス</u>を提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>公衆浴場組合、旅館組合</u>等事業者団体への協力要請</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>①～③ (略)</p>	<p><b>第13節 入浴対策</b></p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、<u>身体</u>の清潔の保持のため、<u>入浴サービス</u>を提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u>等事業者団体への協力要請</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(記載内容の精査)</p> <p>県計画を踏まえた修正(県の協定締結に伴う修正)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(追加)</p> <p>(5) 積雪期の対応 冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮するほか、<u>旅館組合</u>等への協力要請の強化を図る。</p> <p><b>2 業務の体系</b> ■ 公衆浴場の再開支援 ↓ ■ <u>旅館組合</u>等への協力要請 ↓ ■ 仮設入浴施設の設置</p> <p><b>3 業務の内容</b> (1) (略) (2) <u>旅館組合</u>等への協力要請 市は、市内の<u>旅館組合</u>等への協力要請を行い、市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。 (3) (略)</p>	<p>④ 乳幼児に対する配慮 ア 沐浴に必要な物品の確保 イ 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請 ウ 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底</p> <p>(5) 積雪期の対応 冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮するほか、<u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u>等への協力要請の強化を図る。</p> <p><b>2 業務の体系</b> ■ 公衆浴場の再開支援 ↓ ■ <u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u>等への協力要請 ↓ ■ 仮設入浴施設の設置</p> <p><b>3 業務の内容</b> (1) (略) (2) <u>新潟県生活衛生同業組合連合会</u>等への協力要請 市は、市内の<u>新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合</u>等への協力要請を行い、市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。 (3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（乳幼児への配慮を追記）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第14節 愛玩動物の保護対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p><b>1 計画の方針</b> (1) 基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を<u>伴い</u>指定避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 (2) それぞれの責務 ① 飼い主の責務</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14節 愛玩動物の保護対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p><b>1 計画の方針</b> (1) 基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を<u>同行して</u>指定避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 (2) それぞれの責務 ① 飼い主の責務</p>	<p>県計画を踏まえた修正（国のガイドラインの記述に統一）</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>イ 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア 市は、県、(公社)新潟県獣医師会及び(一社)新潟県動物愛護協会等が設置した「動物救済本部」に対し、指定避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</p> <p>イ 指定避難所を設置するに当たり、動物同伴の____避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>ウ 避難訓練時には、動物の<u>同伴</u>____にも配慮する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。</p> <p>キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び<u>緊急災害時動物救援本部</u>____への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務</p> <p>必要に応じ、<u>緊急災害時動物救援本部</u>____に応援を要請し、次の活動を行う。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><b>2 組織体系</b></p> <p>県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ<u>緊急災害時動物救援本部</u>____に支援を要請する。</p>	<p>ア 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃____からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>イ 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア 市は、県、(公社)新潟県獣医師会及び(一社)新潟県動物愛護協会等が設置した「動物救済本部」に対し、指定避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</p> <p>イ 指定避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>ウ 避難訓練時には、動物の<u>同行避難</u>にも配慮する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。</p> <p>キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び<u>一般財団法人ペット災害対策推進協会</u>への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務</p> <p>必要に応じ、<u>一般財団法人ペット災害対策推進協会</u>に応援を要請し、次の活動を行う。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><b>2 組織体系</b></p> <p>県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ<u>一般財団法人ペット災害対策推進協会</u>に支援を要請する。</p>	<p>修正(国のガイドラインの記述に統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(国のガイドラインの記述に統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(組織改編)</p> <p>県計画を踏まえた修正(組織改編)</p> <p>県計画を踏まえた修正(組織改編)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p><b>第15節 食料・生活必需品等供給対策</b></p>	<p><b>第15節 食料・生活必需品等供給対策</b></p>	
<p>担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班</p>	<p>担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班</p>	
<p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、指定避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な食料及び物資等の輸送・配付は、概ね災害発生12時間後からとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生活必需品</p> <p>医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）____、乳児用粉ミルク____、おむつ（小人・成人用）、生理用品、毛布、仮設トイレ等の供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、指定避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な食料及び物資等の輸送・配布は、概ね災害発生12時間後からとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生活必需品</p> <p>医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、生理用品、毛布、仮設トイレ等の供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（衛生材料の追加）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第16節 避難所外避難者の支援対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各総）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>避難所外避難者の状況を調査し、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 避難所外避難者の支援対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各総）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>避難所外避難者の状況を調査し、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p style="text-align: center;"><b>第17節 こころのケア対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて_____ケアチーム_____派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>エ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務</p>	<p style="text-align: center;"><b>第17節 こころのケア対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて<u>こころのケアチーム</u>（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む。）派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ こころのケアチームを編成した時は、その旨を厚生労働省に報告する。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務</p>	<p>県計画を踏まえた修正（DPATの枠組みによる支援への統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>県の設置する「こころのケア対策会議」の構成員として、_____県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、災害発生から3日以内にこころのケア対策を検討し、指定避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時に_____ケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)~(6) (略)</p>  <p>医療救護（身体）チームとこころのケアチームとの関係図</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災住民への共同支援活動</li> <li>医療_____チーム_____, こころのケアチーム_____合同ミーティング             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地区内の状況分析</li> <li>②ケース検討、情報交換</li> <li>③活動上の問題 等</li> </ul> </li> </ul>	<p>県の設置する「こころのケア対策会議」の構成員として、<u>DPAT</u>及び県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、災害発生から3日以内にこころのケア対策を検討し、指定避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時に<u>こころのケア</u>チーム派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)~(6) (略)</p>  <p>医療救護（身体）チームとこころのケアチームとの関係図</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災住民への共同支援活動</li> <li>医療<u>救護</u>チーム(<u>DMAT</u>)、こころのケアチーム(<u>DPAT</u>)合同ミーティング             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地区内の状況分析</li> <li>②ケース検討、情報交換</li> <li>③活動上の問題 等</li> </ul> </li> </ul>	<p>県計画を踏まえた修正 (DPAT の枠組みによる支援への統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (文言の整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由																																																				
4 (略)	4 (略)																																																					
<p data-bbox="130 415 742 466"><b>第18節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p data-bbox="130 508 480 550">担当：情報収集・統括班</p> <p data-bbox="130 583 320 625">1～4 (略)</p> <p data-bbox="130 672 730 709">5 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1" data-bbox="189 709 1347 1507"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td>避難の勧告等が発表され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>③遭難者等の捜索・救助</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④水防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤消防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥障害物の排除</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦応急医療、救護及び防疫</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑧人員及び物資の緊急輸送</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑨炊飯及び給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑪危険物の保安及び除去</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑫その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="130 1558 320 1600">6～8 (略)</p>	救援活動区分	概要	①被害状況の把握	(略)	②避難の援助	避難の勧告等が発表され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	③遭難者等の捜索・救助	(略)	④水防活動	(略)	⑤消防活動	(略)	⑥障害物の排除	(略)	⑦応急医療、救護及び防疫	(略)	⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)	⑨炊飯及び給水	(略)	⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)	⑪危険物の保安及び除去	(略)	⑫その他	(略)	<p data-bbox="1377 415 1988 466"><b>第18節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p data-bbox="1377 508 1727 550">担当：情報収集・統括班</p> <p data-bbox="1377 583 1567 625">1～4 (略)</p> <p data-bbox="1377 672 1976 709">5 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1" data-bbox="1436 709 2594 1507"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td>避難勧告等 が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>③遭難者等の捜索・救助</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④水防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤消防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥障害物の排除</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦応急医療、救護及び防疫</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑧人員及び物資の緊急輸送</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑨炊飯及び給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑪危険物の保安及び除去</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑫その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1377 1558 1567 1600">6～8 (略)</p>	救援活動区分	概要	①被害状況の把握	(略)	②避難の援助	避難勧告等 が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	③遭難者等の捜索・救助	(略)	④水防活動	(略)	⑤消防活動	(略)	⑥障害物の排除	(略)	⑦応急医療、救護及び防疫	(略)	⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)	⑨炊飯及び給水	(略)	⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)	⑪危険物の保安及び除去	(略)	⑫その他	(略)	<p data-bbox="2623 806 2736 848">文言整理</p>
救援活動区分	概要																																																					
①被害状況の把握	(略)																																																					
②避難の援助	避難の勧告等が発表され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。																																																					
③遭難者等の捜索・救助	(略)																																																					
④水防活動	(略)																																																					
⑤消防活動	(略)																																																					
⑥障害物の排除	(略)																																																					
⑦応急医療、救護及び防疫	(略)																																																					
⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)																																																					
⑨炊飯及び給水	(略)																																																					
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)																																																					
⑪危険物の保安及び除去	(略)																																																					
⑫その他	(略)																																																					
救援活動区分	概要																																																					
①被害状況の把握	(略)																																																					
②避難の援助	避難勧告等 が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。																																																					
③遭難者等の捜索・救助	(略)																																																					
④水防活動	(略)																																																					
⑤消防活動	(略)																																																					
⑥障害物の排除	(略)																																																					
⑦応急医療、救護及び防疫	(略)																																																					
⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)																																																					
⑨炊飯及び給水	(略)																																																					
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)																																																					
⑪危険物の保安及び除去	(略)																																																					
⑫その他	(略)																																																					
<p data-bbox="130 1621 563 1671"><b>第19節 緊急輸送対策</b></p> <p data-bbox="130 1713 955 1755">担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="130 1785 344 1822">1 計画の方針</p> <p data-bbox="130 1831 273 1873">(1) (略)</p>	<p data-bbox="1377 1621 1810 1671"><b>第19節 緊急輸送対策</b></p> <p data-bbox="1377 1713 2202 1755">担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="1377 1785 1590 1822">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1377 1831 1519 1873">(1) (略)</p>																																																					



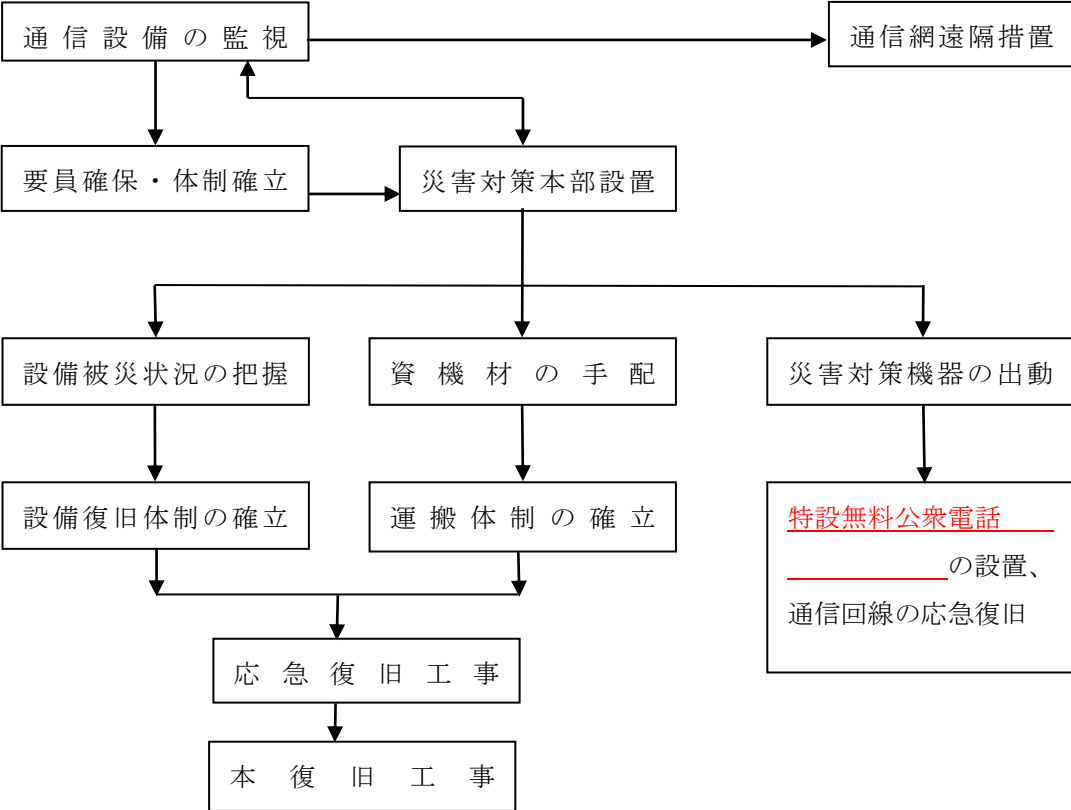
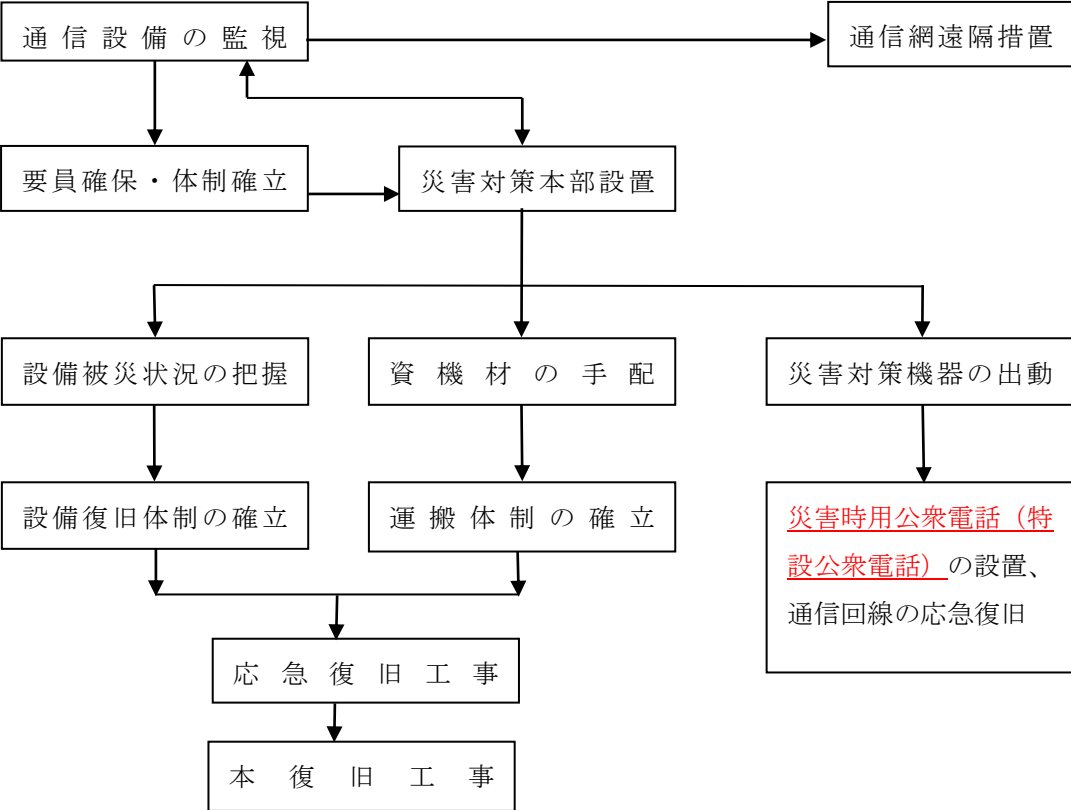
修正前	修正後	修正理由												
<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確に_____し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。</p> <p>オ (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、_____輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>③ 県警察の責務</p> <p>ア 緊急輸送道路の内__、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <table border="1" data-bbox="216 1291 1344 1612"> <tr> <td>第1段階 (災害発生直後初動期)</td> <td>①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び_____輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資</td> </tr> <tr> <td>第2段階 (応急対策活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3段階 (復旧活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>	第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び_____輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資	第2段階 (応急対策活動期)	(略)	第3段階 (復旧活動期)	(略)	<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確に<u>するとともに地域内輸送拠点を開設</u>し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配布を行う。</p> <p>オ (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、<u>広域物資輸送拠点</u>、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>③ 県警察の責務</p> <p>ア 緊急輸送道路の<u>うち</u>、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <table border="1" data-bbox="1463 1291 2591 1612"> <tr> <td>第1段階 (災害発生直後初動期)</td> <td>①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び<u>物資輸送拠点</u>の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資</td> </tr> <tr> <td>第2段階 (応急対策活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3段階 (復旧活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>	第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び <u>物資輸送拠点</u> の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資	第2段階 (応急対策活動期)	(略)	第3段階 (復旧活動期)	(略)	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>文言整理</p>
第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び_____輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資													
第2段階 (応急対策活動期)	(略)													
第3段階 (復旧活動期)	(略)													
第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び <u>物資輸送拠点</u> の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資													
第2段階 (応急対策活動期)	(略)													
第3段階 (復旧活動期)	(略)													

修正前	修正後	修正理由
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸送中継基地の確保 (略)</p> <p>&lt;輸送中継基地の機能&gt;</p> <p>①～④ (略)</p> <p>&lt;輸送中継基地における市及び県の業務&gt;</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ____中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達</p> <p>④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸送中継基地の確保 (略)</p> <p>&lt;輸送中継基地の機能&gt;</p> <p>①～④ (略)</p> <p>&lt;輸送中継基地における市及び県の業務&gt;</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>輸送</u>中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達</p> <p>④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（他箇所との整合）</p>
<p><b>第20節～第21節 (略)</b></p>	<p><b>第20節～第21節 (略)</b></p>	
<p><b>第22節 消火活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 市民の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、平常時から除雪を行う。</u></p> <p>② 消防団及び上越地域消防事務組合の対応</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第22節 消火活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 市民の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>近所の消火栓・防火水槽等が____雪で埋まっている場合は、<u>火災の発生の有無にかかわらず</u>除雪に協力する。</u></p> <p>② 消防団及び上越地域消防事務組合の対応</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>他編との整合</p> <p>他編との整合</p>
<p><b>第23節 (略)</b></p>	<p><b>第23節 (略)</b></p>	
<p><b>第24節 救急・救助活動</b></p>	<p><b>第24節 救急・救助活動</b></p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 消防機関の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関(新潟市消防局、代行：長岡市消防本部)は、消防の広域応援の必要がある場合は、上越地域消防事務組合及び県と協力してその対応に当たる。</p> <p>⑤ 県・県警察の責務</p> <p>ア～エ (略) 県内の災害派遣医療チーム(新潟DMAT)は、県等からの要請又は自らの判断に</p> <p>オ 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運行に努める。</p> <p>⑥ (略) 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)の責務</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 消防機関の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関(新潟市消防局、代行：長岡市消防本部)は、消防の広域応援の必要がある場合は、上越地域消防事務組合及び県と協力してその対応に当たる。</p> <p>⑤ 県・県警察の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運航に努める。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p>
<p>第25節～第26節 (略)</p>	<p>第25節～第26節 (略)</p>	
<p>第27節 防疫及び保健衛生対策</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第27節 防疫及び保健衛生対策</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(県の調整機能の追加)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第28節 廃棄物処理対策</b></p> <p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、_____近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。</p> <p>また、有害廃棄物の適切な分別・保管により_____環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、_____近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>ウ _____がれき処理</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り_____リサイクルに努める。</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物の適切な分別・保管により_____環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第28節 廃棄物処理対策</b></p> <p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。</p> <p>また、有害廃棄物の適切な分別・保管により<u>安全の確保及び</u>環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>ウ <u>災害</u>がれき処理</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り<u>減量化</u>とリサイクルに努める。</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物の適切な分別・保管により<u>安全の確保及び</u>環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（国指針と文言の統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国指針の文言の統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、_____近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>(追加)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) し尿処理の対応</p> <p>被災者は、仮設トイレの維持管理及び市のし尿収集に協力し、市はし尿処理の実施計画を策定するとともに市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。</p> <p>また、し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、_____近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実施計画を策定し、指定避難所等のごみ収集体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、_____近隣市町村及び県に要請し、必要に応じ一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応</p> <p>被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の一時保管場所を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の実施計画を策定する。広域支援が必要な場合は、_____近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>なお、がれきの処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア <u>必要に応じ災害廃物処理実行計画を策定する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) し尿処理の対応</p> <p>被災者は、仮設トイレの維持管理及び市のし尿収集に協力し、市はし尿処理の実行計画を策定するとともに市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。</p> <p>また、し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定し、指定避難所等のごみ収集体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村及び県に要請し、必要に応じ一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応</p> <p>被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の一時保管場所を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。広域支援が必要な場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>なお、がれきの処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（国指針で規定されているため追加）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国指針と文言を統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国指針と文言を統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p>第29節～第31節 (略)</p>	<p>第29節～第31節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="127 331 744 373"><b>第32節 公衆通信の確保（電話）</b></p> <p data-bbox="127 422 691 464">担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="127 491 261 533">1 （略）</p> <p data-bbox="127 581 1181 623">2 公衆通信施設（東日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモ）応急対策フロー図</p>  <p data-bbox="127 1478 261 1520">3 （略）</p> <p data-bbox="127 1568 338 1610">4 業務の内容</p> <p data-bbox="127 1617 314 1659">(1) 応急対策</p> <p data-bbox="181 1665 350 1707">①～④ （略）</p> <p data-bbox="181 1713 498 1755">⑤ 災害対策機器等の出動</p> <p data-bbox="181 1761 1359 1875">東日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモは、重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p>	<p data-bbox="1374 331 1991 373"><b>第32節 公衆通信の確保（電話）</b></p> <p data-bbox="1374 422 1938 464">担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="1374 491 1507 533">1 （略）</p> <p data-bbox="1374 581 2427 623">2 公衆通信施設（東日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモ）応急対策フロー図</p>  <p data-bbox="1374 1478 1507 1520">3 （略）</p> <p data-bbox="1374 1568 1584 1610">4 業務の内容</p> <p data-bbox="1374 1617 1561 1659">(1) 応急対策</p> <p data-bbox="1427 1665 1596 1707">①～④ （略）</p> <p data-bbox="1427 1713 1745 1755">⑤ 災害対策機器等の出動</p> <p data-bbox="1427 1761 2605 1875">東日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモは、重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p>	<p data-bbox="2620 1079 2831 1163">県計画を踏まえた修正</p> <p data-bbox="2620 1751 2831 1835">県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア～カ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略) 災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 (web171) の提供</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 利用者への広報</p> <p>東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモは、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 特設無料公衆電話 設置場所の周知</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 利用者への広報</p> <p>電気通信事業者 は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害時用公衆電話 (特設公衆電話) 置場所の周知</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (時点修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p><b>第33節～第37節 (略)</b></p>	<p><b>第33節～第37節 (略)</b></p>	
<p><b>第38節 危険物等施設の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p>	<p><b>第38節 危険物等施設の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p>	
<p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 応急対応</p> <p>各機関の役割は概ね次のとおりである。</p> <p>① 危険物等取扱・貯蔵事業所の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害により被害を受けた場合、消防機関、県警察等関係機関及び隣接危険物等取扱・貯蔵事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <p>ウ 災害により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各危険物等取扱・貯蔵事業所及び管理者の対応</p> <p>ア 火薬類取扱事業所</p> <p>災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全地域</p>	<p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 応急対応</p> <p>各機関の役割は概ね次のとおりである。</p> <p>① 危険物等取扱・貯蔵事業所の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害により被害を受けた場合は、消防機関、県警察等関係機関及び隣接危険物等取扱・貯蔵事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <p>ウ 災害により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各危険物等取扱・貯蔵事業所及び管理者の対応</p> <p>ア 火薬類取扱事業所</p> <p>災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>__に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の対応</p> <p>ア (略) イ 毒物劇物保管施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物保管施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>所に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p><b>第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>道路管理者__は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>各道路管理者__は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>各道路管理者__は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。</p> <p>また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><b>第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>道路管理者等は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>各道路管理者等は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>各道路管理者等は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。</p> <p>また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開</p> <p>ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者__が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者__としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、_____自ら車両の移動等を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者__と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 道路情報の周知</p> <p>公益財団法人日本道路交通情報センターや報道機関に協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。</p> <p>(5) 道路占用施設_____</p> <p>上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者__に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。</p> <p>また、道路管理者__は必要に応じて協力、支援等を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開</p> <p>ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、<u>道路管理者等は、</u>自ら車両の移動等を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者等と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 道路情報の周知</p> <p>公益財団法人日本道路交通情報センターや報道機関に協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。</p> <p>(5) 道路占用施設<u>(道路法以外の道路を含む)</u></p> <p>上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者等<sup>等</sup>に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。</p> <p>また、道路管理者等<sup>等</sup>は必要に応じて協力、支援等を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p><b>第40節 港湾・漁港施設の応急対策</b></p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p>	<p><b>第40節 港湾・漁港施設の応急対策</b></p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>その他の防災関係機関の責務</u></p> <p><u>北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務に対する支援を実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の<u>勧告、指示</u>及び避難誘導を実施する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p> <p>各施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。また、人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。</p> <p>被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>及び避難誘導を実施する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p> <p>各施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。また、人的被害の発生を防止する<u>べく</u>、立入禁止措置を講じる。</p> <p>被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p><b>第41節 鉄道事業者の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、<u>                    </u>日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)（以下「各鉄道事業者」という。）は、災害が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第41節 鉄道事業者の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、<u>西日本旅客鉄道(株)</u>、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)（以下「各鉄道事業者」という。）は、災害が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>関係課意見を踏まえ修正</p>
<p><b>第42節 土砂災害・斜面災害の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、農林水産班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 土砂災害等の調査</p>	<p><b>第42節 土砂災害・斜面災害の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、農林水産班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 土砂災害等の調査</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>① (略)</p> <p>② 県及び国は、被災概要調査結果及び状況の推移を市に連絡する。_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 避難の勧告、指示_____等</p> <p>① 市は土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告_____するとともに、避難の_____勧告、指示や避難誘導等を実施する。_____</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 県及び国は、被災概要調査結果及び状況の推移を市に連絡する。また、緊急調査を行った場合は、<u>土砂災害防止対策の推進に関する法律第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。</u></p> <p>(2) <u>避難勧告、避難指示(緊急)等の実施</u></p> <p>① 市は土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、<u>危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに、避難のための勧告、指示や避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</u></p> <p>② <u>避難勧告・避難指示(緊急)等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</u></p> <p>③ <u>災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>
<p><b>第43節 河川・海岸施設の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p> <p>(略)</p> <p>① 河川管理施設及び許可工作物</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ その他河川管理に関する事項の調整</p> <p>災害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜する</p>	<p><b>第43節 河川・海岸施設の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p> <p>(略)</p> <p>① 河川管理施設及び許可工作物</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ その他河川管理に関する事項の調整</p> <p>災害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜する</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ことが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン並びに地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等</p> <p>施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、気象状況等による被災箇所の拡大に注意し、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。</p> <p>被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、避難勧告等を発表する。</p>	<p>ことが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等</p> <p>施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、気象状況等による被災箇所の拡大に注意し、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。</p> <p>被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、避難勧告等を発令する。</p>	<p>文言整理</p>
<p><b>第44節 農地・農業用施設の応急対策</b></p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の用排水施設管理者は、ラジオ、テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときには、当該情報の内容に応じて概ね1時間以内に警戒配備につく。</p> <p>② 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に_____被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検及び監視を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 災害発生後3日以内に被災概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第44節 農地・農業用施設の応急対策</b></p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① 緊急的な被災状況の把握を24時間以内に行う。</p> <p>_____</p> <p>② 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検及び監視を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 災害発生後3日以内に被災概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（応急対策の節であることから警戒配備の記載を削除）</p> <p>県計画を踏まえた修正（他箇所との整合）</p>
<p><b>第45節～第47節 (略)</b></p>	<p><b>第45節～第47節 (略)</b></p>	
<p><b>第48節 障害物処理対策</b></p>	<p><b>第48節 障害物処理対策</b></p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動路に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 道路管理者__の責務（国、県、市及び東日本高速道路株）</p> <p>ア 道路管理者__は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、相互の情報提供に努めるとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>降雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県あるいは国等の関係機関とともに、道路管理者__があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動__に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 道路管理者等の責務（国、県、市及び東日本高速道路株）</p> <p>ア 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、相互の情報提供に努めるとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>降雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県あるいは国等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し_____、その実施に当たる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（港湾道路が含まれるため）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p><b>第49節 ボランティア受入れ</b></p> <p>担当：ボランティア班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p><b>第49節 ボランティア受入れ</b></p> <p>担当：ボランティア班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由												
<p>ウ 市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。</p> <hr/> <p>エ (略)</p> <p>③ ボランティアセンターの責務</p> <p>ア ボランティアセンターの運営、被災住民のニーズに係るボランティア<u>需要</u>の把握を行う。</p> <p>イ 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティア<u>需要</u>に基づいた情報の発信を行う。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ その他、ボランティア<u>需要</u>に基づいた活動を行う。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="189 934 1335 1207"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>_____県ボランティア本部の設置、情報の __発信</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボラン ティアセンターの設置の判断</td> </tr> <tr> <td>” 2日以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボラン ティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p>2～3 (略)</p>	災害発生中	_____県ボランティア本部の設置、情報の __発信	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボラン ティアセンターの設置の判断	” 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボラン ティア受入広報の発信	<p>ウ 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する<u>場</u>を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>エ (略)</p> <p>③ ボランティアセンターの責務</p> <p>ア ボランティアセンターの運営、被災住民のニーズに係るボランティア<u>ニーズ</u>の把握を行う。</p> <p>イ 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティア<u>ニーズ</u>に基づいた情報の発信を行う。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ その他、ボランティア<u>ニーズ</u>に基づいた活動を行う。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1436 934 2582 1207"> <tr> <td>災害発生中</td> <td><u>県と調整会議による意思決定</u>、県ボランティア本部の設置、情報の 受発信</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボラン ティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>” 2日以内</td> <td>_____災害ボラン ティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p>2～3 (略)</p>	災害発生中	<u>県と調整会議による意思決定</u> 、県ボランティア本部の設置、情報の 受発信	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボラン ティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	” 2日以内	_____災害ボラン ティア受入広報の発信	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p>
災害発生中	_____県ボランティア本部の設置、情報の __発信													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボラン ティアセンターの設置の判断													
” 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボラン ティア受入広報の発信													
災害発生中	<u>県と調整会議による意思決定</u> 、県ボランティア本部の設置、情報の 受発信													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボラン ティアセンターの設置、被災地のニーズの把握													
” 2日以内	_____災害ボラン ティア受入広報の発信													
<p>第50節～第51節 (略)</p>	<p>第50節～第51節 (略)</p>													
<p>第52節 住宅応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、<a href="#">被災状況調査班</a></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <p>① 応急修理の対象者</p> <p>ア (略)</p>	<p>第52節 住宅応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、<a href="#">被災状況調査班</a></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <p>① 応急修理の対象者</p> <p>ア (略)</p>	<p>字句修正</p>												

修正前	修正後	修正理由
<p>イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯</p> <p>(7) (収入額) ≤ 500 万円の世帯</p> <p>(イ) 500 万円 &lt; (収入額) ≤ 700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯</p> <p>(ウ) 700 万円 &lt; (収入額) ≤ 800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯</p> <p>②～⑥</p> <p>(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用（市・県）</p> <p>① 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続による。）</p> <p>② 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 災害他のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し判断する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用（市、県）</p> <p>① 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）</p> <p>② 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（要件見直しに伴う修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p><b>第 53 節 災害救助法による救助</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>県は災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下、本節において「法施行令」という。）で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を市への派遣を検討する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 法の適用</p> <p>① 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護</p>	<p><b>第 53 節 災害救助法による救助</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>県は災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下、本節において「法施行令」という。）で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を市への派遣を検討する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 法の適用</p> <p>① 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（該当条文修</p>

修正前	修正後	修正理由
と社会秩序の保全を図る。(法第 <u>2</u> 条) ②～④ (略) (2)～(8) (略)	と社会秩序の保全を図る。(法第 <u>1</u> 条) ②～④ (略) (2)～(8) (略)	正)



修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 民生安定化対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 被災者情報の把握、情報の共有化 市及び県は、被災者台帳(カルテ)などの_____活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、他の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p> <p>④ 被災者等の生活再建等の支援 ア～ウ (略) エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。<u>また、県と市町村は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行 市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。_____</p> <p>_____</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める_____。</p> <p>_____。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 市民への制度の周知 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 民生安定化対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 被災者情報の把握、情報の共有化 市及び県は、被災者台帳_____の<u>積極的な作成・活用</u>により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、他の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p> <p>④ 被災者等の生活再建等の支援 ア～ウ (略) エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。 _____</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行 市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。<u>また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ態勢の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</u></p> <p>_____</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、<u>研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 市民への制度の周知 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（全市町村においてシステム化完了のため削除）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>① (略)</p> <p>② 防災行政無線_____、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 防災行政無線(戸別受信機を含む)、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>
<p>第2節～第3節 (略)</p>	<p>第2節～第3節 (略)</p>	
<p>第4節 災害復興対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。</p> <p>市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。</p> <p>また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み_____、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p> <p>なお、計画の策定に当たっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災まちづくり</p> <p>市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等(平成7年法律第14号)を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開</p>	<p>第4節 災害復興対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。</p> <p>市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。</p> <p>また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p> <p>なお、計画の策定に当たっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災まちづくり</p> <p>市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等(平成7年法律第14号)を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、津波災害や土砂災害に対する安全性の確保_____等为目标とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性、耐浪性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その_____重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p> <p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し<u>行う</u>。</p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>(3) (略)</p>	<p>発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、津波災害や土砂災害に対する安全性の確保、<u>豪雨に対する安全性の確保</u>等为目标とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性、耐浪性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その<u>問題の</u>重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p> <p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報_____を、市民に対して提供する。</p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する_____。<u>併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</u></p> <p>(3) (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第3部 雪害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3部 雪害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第2節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>(略)</p> <p>(予測地点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>山北、村上、関川、新発田、胎内、<u>新津</u>、五泉、秋葉、上川、北（旧豊栄）、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高士、北城、新井、妙高高原、糸魚川、<u>根小屋</u>、相川、両津</p> </div> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>(略)</p> <p>(予測地点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>山北、村上、関川、新発田、胎内、<u>津川</u>、五泉、秋葉、上川、北（旧豊栄）、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高士、北城、新井、妙高高原、糸魚川、<u>中根知</u>、相川、両津</p> </div> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（予測地点名の変更）</p>
<p style="text-align: center;">第3節 建築物の雪害予防</p> <p>担当：建築住宅課、危機管理課、福祉課、高齢者支援課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業・地域等の役割</p> <p>① (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 建築物の雪害予防</p> <p>担当：建築住宅課、危機管理課、福祉課、高齢者支援課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業・地域等の役割</p> <p>① (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>② 屋根雪処理作業を実施する際には、<u>転落事故等</u> _____ に留意する。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 屋根雪等による事故防止の啓発 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 雪下ろし中の _____ 転落による事故防止</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>② 屋根雪処理作業を実施する際には、<u>複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策のための器具、装備の使用に努め、落下事故等に留意する。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 屋根雪等による事故防止の啓発 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 雪下ろし中の<u>屋根やハシゴからの転落による事故防止</u></p> <p>エ～オ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (重要事項の追加)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (実態を踏まえた修正)</p>
<p><b>第4節～第6節 (略)</b></p>	<p><b>第4節～第6節 (略)</b></p>	
<p><b>第7節 消・融雪施設等の整備</b></p> <p>担当：道路課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 道路管理者の役割</p> <p>① 消雪パイプ等の整備</p> <p>ア 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路(6%以上)等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路においては、消雪パイプ<u>の整備の推進に努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>② 流雪溝の整備</p> <p>ア <u>人家連たん区域において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、流雪溝の面的整備の促進に努める。</u></p>	<p><b>第7節 消・融雪施設等の整備</b></p> <p>担当：道路課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 道路管理者の役割</p> <p>① 消雪パイプ等の整備</p> <p>ア 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路(6%以上)等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路においては、消雪パイプ<u>等の整備の推進に努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>② 流雪溝の整備</p> <p>ア <u>人家連たん区域において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、流雪溝の整備</u> _____ <u>に努める。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (実態を踏まえた修正)</p>
<p><b>第8節 (略)</b></p>	<p><b>第8節 (略)</b></p>	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
第4章 災害復旧計画 (略)	第4章 災害復旧計画 (略)	

修正前	修正後	修正理由
第4部 火山災害対策 第1章 序論 (略)	第4部 火山災害対策 第1章 序論 (略)	





修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="130 323 655 373"><b>第3節 火山情報の伝達体制</b></p> <p data-bbox="130 415 388 466">担当：危機管理課</p> <p data-bbox="130 487 1359 613">気象庁地震火山部火山監視・警報センターは、次に示す噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料を公表する。新潟地方気象台はから伝達する噴火警報・予報等の概要、伝達体制は以下の通り。</p> <p data-bbox="130 621 611 659"><b>1 噴火警報・予報及び情報の種類</b></p> <p data-bbox="130 667 329 705">(1)～(6) (略)</p> <p data-bbox="130 714 498 793">(7) 火山現象に関する情報等 (略)</p> <p data-bbox="130 802 350 840">①～② (略)</p> <p data-bbox="130 848 394 886">③ 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</p> <p data-bbox="130 936 299 974">④ (略)</p> <p data-bbox="130 982 299 1020">⑤ (略)</p> <p data-bbox="130 1071 264 1108"><b>2 (略)</b></p>	<p data-bbox="1377 323 1902 373"><b>第3節 火山情報の伝達体制</b></p> <p data-bbox="1377 415 1635 466">担当：危機管理課</p> <p data-bbox="1377 487 2605 613">気象庁地震火山部火山監視・警報センターは、次に示す噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料を公表する。新潟地方気象台はから伝達する噴火警報・予報等の概要、伝達体制は以下の通り。</p> <p data-bbox="1377 621 1857 659"><b>1 噴火警報・予報及び情報の種類</b></p> <p data-bbox="1377 667 1576 705">(1)～(6) (略)</p> <p data-bbox="1377 714 1745 793">(7) 火山現象に関する情報等 (略)</p> <p data-bbox="1377 802 1596 840">①～② (略)</p> <p data-bbox="1377 848 1531 886"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1377 936 1546 974">③ (略)</p> <p data-bbox="1377 982 1546 1020">④ (略)</p> <p data-bbox="1377 1071 1510 1108"><b>2 (略)</b></p>	<p data-bbox="2623 848 2846 928">機関意見を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 計画の方針</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の責務                      全国瞬時警報システム(Jアラート) _____ から噴火警報等(噴火警戒レベルを含む)の伝達を受けた場合には、その内容を住民及び関係機関に周知するとともに、必要に応じて市民等の避難、降灰対策等の措置を講ずる。降灰処理等で応援が必要な場合には、他の市町村に対し応援を求める。                      また、火山周辺市で広域避難が必要となった場合には、支援に当たる。</p> <p>(3) 県の責務                      新潟県焼山火山監視システムの監視カメラ等で異常が認められた場合や、全国瞬時警報システム(Jアラート) _____ から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容を関係機関に伝達する。特に特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市に通知するとともに、ホットラインによる電話連絡を行い、「新潟焼山における火山災害による遭難防止に関する条例」に基づく<u>届出</u>の情報について関係機関との情報共有を行う。                      また、被害をできるだけ軽減させるために緊急減災対策の実施や、必要な資機材の調達等を速やかに行うとともに、市の実施する降灰対策等を支援する。                      さらに県は、大規模噴火時等、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。</p> <p>(4) 新潟地方気象台の責務                      新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状態等の火山活動 _____ について情報収集を行い、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報や噴火速報等を関係機関に伝達するとともに、放送機関に伝達する。なお、火映、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合についても、速やかに火山防災協議会の関係機関へ連絡して情報共有に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 計画の方針</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の責務                      全国瞬時警報システム(Jアラート) <u>又は新潟地方気象台</u>から噴火警報等(噴火警戒レベルを含む)の伝達を受けた場合には、その内容を住民及び関係機関に周知するとともに、必要に応じて市民等の避難、降灰対策等の措置を講ずる。降灰処理等で応援が必要な場合には、他の市町村に対し応援を求める。                      また、火山周辺市で広域避難が必要となった場合には、支援に当たる。</p> <p>(3) 県の責務                      新潟県焼山火山監視システムの監視カメラ等で異常が認められた場合や、全国瞬時警報システム(Jアラート) <u>又は新潟地方気象台</u>から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容を関係機関に伝達する。特に特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市に通知するとともに、ホットラインによる電話連絡を行い、「新潟焼山における火山災害による遭難防止に関する条例」に基づく<u>登山届</u>の情報について関係機関との情報共有を行う。                      また、被害をできるだけ軽減させるために緊急減災対策の実施や、必要な資機材の調達等を速やかに行うとともに、市の実施する降灰対策等を支援する。                      さらに県は、大規模噴火時等、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。</p> <p>(4) 新潟地方気象台の責務                      新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状態等の火山<u>現象の発生及び推移</u>について情報収集を行い、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報や噴火速報等を関係機関に伝達するとともに、放送機関に伝達する。なお、火映、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合についても、速やかに火山防災協議会の関係機関へ連絡して情報共有に努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(実態を踏まえた修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(実態を踏まえた修正、防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>また、噴火警戒レベルの切り替えに当っては、新潟焼山火山対策協議会や市町村等に対して、避難対策等の検討に資する助言を行う。</p> <p>(5) 新潟焼山防災協議会の責務 新潟焼山防災協議会は、市からの求め等により避難勧告・指示・及び警戒区域の設定等に関して共同で検討し、市町村へ助言を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>また、噴火警戒レベルの切り替えに当っては、新潟焼山火山対策協議会や市町村等に対して、避難対策等の検討に資する助言を行う。</p> <p>(5) 新潟焼山防災協議会の責務 新潟焼山防災協議会は、市からの求め等により避難勧告等_____及び警戒区域の設定等に関して共同で検討し、市町村へ助言を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p>第2節～第3節 (略)</p>	<p>第2節～第3節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
第4章 災害復旧計画 (略)	第4章 災害復旧計画 (略)	